

令和2年度 市有地売払い(一般競争入札)

入札案内書

入札日 令和3年2月16日(火)

申込受付期間 令和3年1月19日(火)～1月22日(金)

京都市行財政局資産活用推進室
京都市交通局企画総務部財務課
京都市上下水道局経営戦略室



京都市
CITY OF KYOTO

目

次

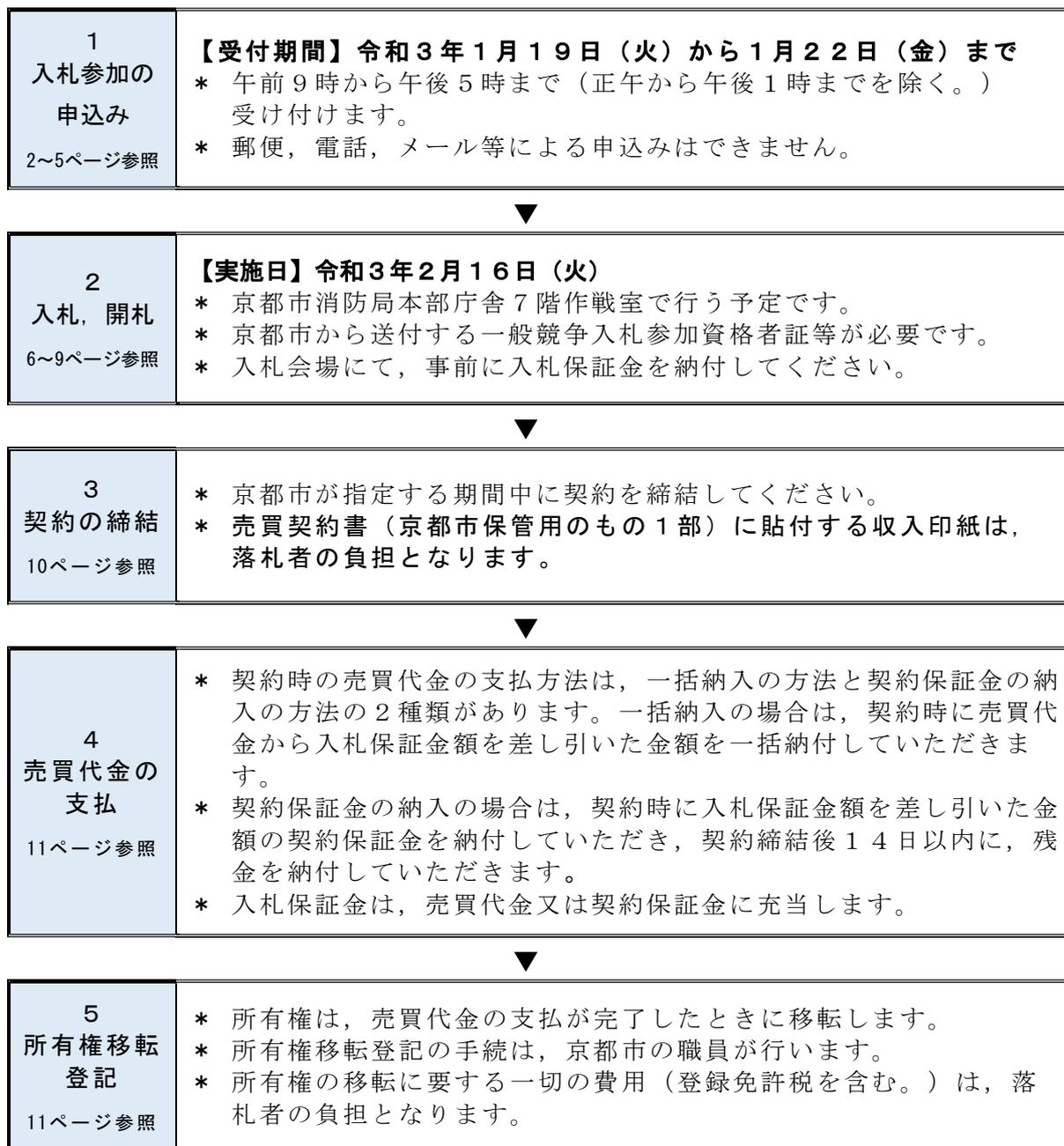
I 一般競争入札による市有地売却の流れ	1
1 入札参加の申込み	2
(1) 申込み資格（入札参加資格）	2
(2) 申込み方法	2
(3) 申込み時に必要な書類	3
(4) 現地見学会及び現地確認	4
(5) 質問の受付及び回答	5
(6) 地歴の調査に利用した資料等の閲覧	5
(7) 入札の中止又は延期	5
(8) その他	5
2 入札，開札	6
(1) 日時，場所	6
(2) 当日に持参していただくもの	7
(3) 入札保証金について	7
(4) 入札に当たっての注意事項	8
(5) 開札，落札者の決定	9
(6) 入札結果の公表	9
(7) 再度入札	9
3 契約の締結	10
4 売買代金の支払	11
5 所有権の移転登記	11
6 その他の注意事項	12
参考 契約に当たっての費用	12
II 売却物件一覧	13
III 物件明細，位置図，参考写真	14
1号物件【売却条件付】	15
2号物件	18
3号物件	21
4号物件【売却条件付】	24
5号物件【売却条件付】	28
6号物件	32
7号物件	35
8号物件【売却条件付】	38
9号物件【売却条件付】	42
10号物件【売却条件付】	46
11号物件	51
IV お問合せ先・お申込み先	55
V メールマガジンの配信	56

I 一般競争入札による市有地売却の流れ

一般競争入札とは、入札参加者が価格を競い合い、京都市があらかじめ決定した価格（以下「予定価格」という。）以上で、最も高い価格を付けた方に物件を購入していただく方法です（予定価格が最低売却価格になります。）。

入札に参加するには、事前に申込みが必要です。この「入札案内書」をよくお読みになったうえで、お申込みください。

なお、落札者がなかった場合には、先着申込順により売却を行うことがあります。実施する場合は、本市ホームページ及びメールマガジンにてお知らせします。



▼

手続完了

1 入札参加の申込み

この入札案内書は、京都市ホームページにも掲載しています。

■ URL

<https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000275608.html>

■ QRコード



(1) 申込み資格（入札参加資格）

次のア～カのいずれかに該当する方は、申込みはできません。

- ア 入札しようとする市有地に係る事務に従事する職員
- イ 入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- ウ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- エ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- オ 京都市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団並びに同条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者並びにこれらの者の依頼を受けて市有地の売買契約をしようとする者
- カ 入札物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものの用に供しようとする者並びにこれらの者の依頼を受けて市有地の売買契約をしようとする者

○ オに該当しないことについて、京都府警察本部へ照会します。

(2) 申込み方法

入札への参加を希望される場合には、事前に申込みが必要ですので、申込受付期間内に、申込受付場所へ申込必要書類を**直接持参**してください。

- ア 申込受付期間 令和3年1月19日（火）から令和3年1月22日（金）まで
- イ 申込受付時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- ウ 申込受付場所 55ページ参照

- 郵便、電話、メール等による申込みはできません。
- 申込受付期間外及び申込受付時間外は、受付できませんので、御注意ください。
- 駐車場及び駐輪場はありませんので、お越しの際は公共交通機関を利用してください。

(3) 申込み時に必要な書類

申込み時に必要な書類は、次のとおりです。

ア～エの書類は、申込受付場所において配布しているほか、京都市ホームページに掲載していますので、ダウンロードしていただくことも可能です。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 誓約書（入札参加資格等に関するもの）

ウ 誓約書（京都市暴力団排除条例に関するもの）

エ 【申込者が法人の場合】営業所所在地等報告書兼誓約書

オ 【申込者が法人の場合】登記事項証明書（履歴事項全部証明書）及び印鑑証明書

カ 【申込者が個人の場合】住民票の写し（マイナンバー（個人番号）の記載のないもの）

及び印鑑登録証明書

※ オ及びカは、申込日を基準として3箇月以内に発行されたもの

- 物件ごとに宛先が異なります。宛先に応じた様式を使用してください。
 - ・ 1号物件～6号物件：京都市長宛て
 - ・ 7号物件：京都市公営企業管理者交通局長宛て
 - ・ 8号物件～11号物件：京都市公営企業管理者上下水道局長宛て
- ア～カの書類は、宛先ごとに一部ずつ必要となります。
- 記入例はホームページに掲載しております。
- 落札した場合に売買契約者となる方の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）を記入してください。
- 2名以上の連名（共有）での申込みも可能ですが、連名（共有）者全員の分が必要となります。
- 申込者本人（共有予定の場合は共有予定者全員）の入札参加が原則ですが、次のような場合は、入札当日に委任状を提出してください。委任状の用紙は、全ての申込者の方へ京都市から入札当日までに送付します。
 - ・ 申込者が法人で、その法人の代表権がない方が入札する場合
 - ・ 申込者が個人の方で、やむを得ず代理の方が入札する場合
 - ・ 申込者が共有予定で連名のとき、やむを得ず共有予定者全員が入札に参加できない場合（参加できない方から入札する方への委任が必要です。）
- ※ **代理人は、個人に限ります（法人名義では不可）。**
- ※ **同一物件につき、入札者又はその代理人が他の入札者の代理をすることはできません。**

(4) 現地見学会及び現地確認

下記の物件については、現地見学会を実施します。見学を希望される方は、事前にお電話にて、各物件の申込み先にお申込みください。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、現地見学会にお越しの際は、**必ずマスクを着用**してください。

対象物件	日時	申込み先	申込期限
1号物件	令和2年12月14日(月) 午後1時30分から午後3時まで	行財政局資産活用推進室 TEL 075-222-3284	令和2年12月10日(木)
2号物件	令和2年12月14日(月) 午前10時から午前11時30分まで		
4号物件	令和2年12月15日(火) 午前10時から午前11時まで		
5号物件	令和2年12月15日(火) 午後1時30分から午後3時まで		
8号物件	令和2年12月16日(水) 午後1時30分から午後3時まで		
9号物件	令和2年12月16日(水) 午後1時30分から午後3時まで		
10号物件	令和2年12月15日(火) 午後3時30分から午後5時まで		
11号物件	令和2年12月14日(月) 午後3時30分から午後5時まで		

- 3号、6号及び7号物件の現地見学会は実施しません。
- 物件の引渡しは、現状のままで行いますので、現地見学会に参加できない場合については、必ず御自身で事前に現地の確認をしていただき、諸規制の状況等も調査確認を行ってください。
- 工作物や枝葉の越境等について、物件調書に記載の内容が現況と異なる場合には、現況を優先し、契約後も現況のままの引渡しとなります。
- 各自で現地確認をされる際には、違法駐車等により近隣に御迷惑がかかることのないよう御注意ください。
- 現地見学会は、雨天でも決行します。
- **申込受付期限までに申込みがない場合、現地見学会は中止とします。**
- 申込みのあった物件で、申込みされた時刻から15分が経過してもお越しにならない場合、現地見学会は中止とします。
- 駐車場及び駐輪場はありませんので、お越しの際は公共交通機関を利用してください。

(5) 質問の受付及び回答

ア 受付期間 令和2年12月18日(金)まで

イ 受付方法

物件に関するお問い合わせは、原則として書面(様式自由)により受け付けますので、**電子メール又はFAX**で提出してください(55ページ参照)。

入札の申込方法等に関しては、上記期間に限らず随時、電話等で受け付けます。

ウ 回答方法

質問に対する回答は、上記受付期間終了の翌日から起算して概ね5日以内(土曜日、日曜日を除く。)に、京都市ホームページにおいて公開します。

(URL <https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000275609.html>)

回答は、この入札案内書と一体のものとして、入札案内書と同等の効力を有するものとします。

(6) 地歴の調査に利用した資料等の閲覧

物件の地歴の調査に利用した資料等を閲覧に供します。

ア 受付期間

令和3年2月12日(金)まで(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。)

イ 受付時間

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 受付方法

閲覧を希望される場合は、電話で事前に閲覧希望日時を連絡のうえ、上記期間内にお越しください。ただし、**質問については、質問受付期間内(令和2年12月18日(金)まで)しかお受けできませんので、御注意ください。**

エ 閲覧場所・連絡先

55ページ参照

(7) 入札の中止又は延期

災害等の発生などにより、入札を実施することが適当ではないと判断した場合は、入札全体の中止若しくは延期又は一部の物件の入札の中止若しくは延期を行うことがありますので、あらかじめ御了承ください。

(8) その他

京都市市有地等入札事務取扱要綱、京都市交通局保有地等入札事務取扱要綱及び京都市上下水道局保有財産売却入札等取扱要綱は、京都市ホームページに掲載しておりますので、必ず御確認ください。

2 入札, 開札

(1) 日時, 場所

下表のとおり, 午前と午後に分けて開催しますが, 両方に参加していただくことも可能です。

対象物件	日時	場所
2号物件	令和3年2月16日(火) 午前10時開始 (午前9時30分から受付開始)	京都市消防局本部庁舎 7階作戦室(予定) ※ 入札参加者に後日連絡 します。
4号物件		
6号物件		
8号物件		
11号物件		
1号物件	令和3年2月16日(火) 午後2時開始 (午後1時30分から受付開始)	
3号物件		
5号物件		
7号物件		
9号物件		
10号物件		

- 郵便による入札は行いません。
- 入札開始時刻以後の入場は認められませんので, お早目に御来場ください。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため, 3名以上の連名(共有)で入札に参加申込みの場合を除き, 入室できる方は, 2名までとさせていただきます。ただし, 感染の状況により, 1名に制限させていただく場合があります。

新型コロナウイルス感染対策について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため, 以下の対策へ御協力をお願いします。

- ・ 3密を回避するため, 他の入札参加者等との対人距離(2m目安)の確保
- ・ マスク着用の徹底
- ・ 手指消毒の実施
- ・ 発熱又は咳等の症状がある方は御来場を御遠慮ください(代理人の方が委任状を持参して御来場ください)。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策チェックシートの記入及び提出

(2) 当日に持参していただくもの

ア、ウ、エ及びケの書類は、資格審査後、入札当日の約1週間前に京都市から送付します。

ア 一般競争入札参加資格者証

イ 入札保証金

ウ 委任状

法人の代表権のない方や、個人でやむを得ず代理の方が入札する場合、共有予定で共有者全員が入札に参加できない場合には、委任状が必要です。

エ 入札保証金領収書兼入札保証金還付領収書

入札の円滑な進行のため、あらかじめ記入できる部分の記入に御協力をお願いします。

オ 印鑑

申込みの際に提出される印鑑（登録）証明書の印鑑が必要です。

なお、代理人の方は、委任状に押印した代理人使用印鑑と同じ印鑑が必要です。

カ 収入印紙

入札保証金返還時の領収書に、200円の収入印紙を貼付していただきます（還付を受ける方が営利法人又は個人事業者である場合のみです。）。

キ 筆記用具（黒若しくは青の万年筆又はボールペン）

ク マスク

ケ 新型コロナウイルス感染症対策チェックシート

※ 印鑑証明書等、提出書類の返還には応じられませんので、あらかじめ御了承ください。

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、入札に参加される方は、必ずマスクを着用してください。

(3) 入札保証金について

ア 入札者は、入札当日の受付時に入札保証金を納付してください。

イ 入札者が入札しようとする金額の100分の5以上(円未満切上)に相当する金額を納付してください。

ウ 金融機関の保証小切手で納付してください。一般には、金融機関に現金を持参することにより、作成することができます。この場合、金融機関所定の手数料が必要となります。

(ア) 京都手形交換所に加盟している最寄りの金融機関が振り出す小切手で、入札当日の時点で振出日から5日以内のものとしてください。

(イ) 受取人は、持参人払いとしてください。

エ 落札者以外の方には、入札終了後、速やかにお返しします。落札者が納付した入札保証金は、売買代金又は契約保証金に充当します。なお、入札保証金には、利子は付しません。

オ 落札者が落札物件の売買契約を締結しないとき（落札後、入札参加資格を有しない者であることが判明し、その入札が無効になったときを含む。）は、入札保証金は違約金としていただき、お返ししません。

(4) 入札に当たっての注意事項

- ア 入札書は、入札当日にお渡しします。
- イ 入札書には、入札者の住所及び氏名（代理人の方が入札する場合は、入札者及び代理人の住所及び氏名）を記入のうえ、本人が入札する場合は本人の印鑑を、代理人が入札する場合は代理人の印鑑（委任状に押印した「代理人使用印」に限る。）を必ず押印してください。
- ウ 入札書への金額の記入には、算用数字（0, 1, 2, 3・・・）の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」を御記入ください。
- エ 入札において使用する通貨単位は、日本国通貨（「円」）に限ります。
- オ 提出済みの入札書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。
- カ 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - （ア）入札参加資格のない者が入札したとき、又は京都市市有地等入札事務取扱要綱、京都市交通局保有地等入札事務取扱要綱、京都市上下水道局保有財産入札事務取扱要綱の規定する委任状及び一般競争入札参加資格者証を提出しない代理人が入札したとき。
 - （イ）指定した時刻までに入札書を提出しなかったとき。
 - （ウ）所定の入札書以外で入札したとき。
 - （エ）郵便により入札をしたとき。
 - （オ）入札保証金が、入札金額の100分の5に満たないとき。
 - （カ）予定価格を下回る額で入札したとき。
 - （キ）同一入札物件につき、入札者又はその代理人が他の入札者の代理をしたとき。
 - （ク）入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき。
 - （ケ）代理人が入札する場合において、入札書に委任状の代理人使用印と異なる印鑑が押印されているとき。
 - （コ）入札者又はその代理人が1人で同一事項の入札に対し、2枚以上の入札書で入札したとき。
 - （サ）入札金額の記載に訂正があるとき。
 - （シ）主要事項（入札金額、入札者並びにその代理人の住所及び氏名）の記載が明確でないとき、又は漏れているとき。
 - （ス）鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記用具（消せるインキを使用したボールペン等）により主要事項（入札金額、入札者並びにその代理人の住所及び氏名）を記入したとき。
 - （セ）入札金額以外の文字、数字等を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
 - （ソ）入札者が協定して入札をしたときその他入札に際し不正の行為があったとき。
 - （タ）入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱したとき。
 - （チ）その他入札に関する条件に違反したとき。

(5) 開札, 落札者の決定

ア 開札は, 入札締切り後, 直ちに入札者の立会いの下で行います。

イ 落札者は, 次の方法により決定します。

(ア) 有効な入札を行った方のうち, 入札書に記入された金額が, 京都市が事前に定める
予定価格以上で, かつ, 最高の価格をもって入札した方を落札者とします。

(イ)(ア)に該当する方が2人以上あるときは, 直ちにくじ引きにより落札者を決定します。

(6) 入札結果の公表

ア 開札の結果, 落札者の氏名(法人の場合はその名称)及び落札金額を, 落札者がいないときはその旨を, 入札参加者にお知らせします。

イ 入札日の翌日以降, 京都市ホームページにおいて, 落札者(個人の場合は「個人」と表記します。)及び落札金額を掲載します。

ウ 公文書公開請求等があった場合には, 入札参加者, 入札辞退者及び入札欠席者全員の氏名(法人の場合はその名称とし, 個人の場合は「個人」とします。)並びに入札参加者の入札金額を公表することがありますので, あらかじめ御了承ください。

(7) 再度入札

今回の入札は, 予定価格(最低売却価格)を事前に公表していますので, 開札の結果, 落札者がいない場合でも, 再度入札は行いません。

3 契約の締結

(1) 契約書の作成

契約書は、京都市ホームページに掲載している売買契約書（案）により、京都市で2部用意します。

うち、京都市保管用のもの1部に貼付する収入印紙（売買金額に応じたもの）は、落札者の負担となります。

なお、京都市が作成する文書は印紙税非課税であるため、落札者保管用の契約書には収入印紙は貼付しません。

(2) 契約締結期間

ア 1号物件～6号物件

京都市行財政局資産活用推進室（京都朝日会館6階）

落札決定後、京都市が指定する日から 令和3年3月16日（火）まで

イ 7号物件

京都市交通局企画総務部財務課（サンサ右京5階）

令和3年4月1日（木）を契約締結日とする

ウ 8号物件～11号物件

京都市上下水道局経営戦略室（上下水道局本庁舎2階）

落札決定後、京都市が指定する日から 令和3年3月16日（火）まで

(3) 契約名義人

必ず「落札者」名義で契約締結してください。連名（共有）で申込みの場合は、必ず「共有者全員」の名義で締結してください。

(4) 注意事項

ア 落札者が期限までに契約を締結されない場合は、落札は無効となります。また、入札保証金は違約金としていただき、お返ししません。

イ 売買代金は、落札金額です。

ウ 落札者が、その落札物件を公序良俗に反する用途に供するおそれのあるときには、京都市は契約を締結しない場合があります。

4 売買代金の支払

落札者は、次のいずれかの方法により、京都市が発行する納入通知書で売買代金をお支払いください。購入資金の手当等については、お早めに金融機関等と御相談ください。

なお、入札保証金及び契約保証金には利子は付しませんので御了承ください。

(1) 一括支払

ア 支払日	売買契約締結日
イ 支払金額	売買代金から入札保証金額を差し引いた額
ウ 契約保証金	免除

(2) 契約保証金の支払後、売買代金の残額支払

ア 契約保証金支払日	売買契約締結日
イ 契約保証金額	<u>売買代金の100分の10以上（円未満切上げ）</u> に相当する額
ウ 契約保証金支払金額	契約保証金額から入札保証金額を差し引いた額 (入札保証金は契約保証金に充当します。) ※ 入札保証金として売買代金の100分の10以上（円未満切上げ）に相当する額の納入があったときは、改めて契約保証金を支払う必要はありません。
エ 売買代金残額	売買代金から契約保証金額を差し引いた額
オ 売買代金残額支払期限	<u>契約締結日から14日以内</u> (契約保証金は売買代金に充当します。)

5 所有権移転登記

- (1) 売買物件の所有権は、売買代金の支払が完了したときに移転します。
- (2) 所有権移転登記の手続きは、京都市の職員が行います。建物付の物件については、建物の所有権移転登記も含めて手続きを行います。建物の所有権移転登記請求権の放棄はできません。
- (3) 共有名義で売買契約を締結した物件については、共有者全員の名義で所有権の移転登記を行います。
- (4) 購入資金調達のために抵当権の設定が必要な場合は、京都市の職員が行う所有権移転登記と司法書士等が行う抵当権設定登記を同時に手続きしますので、事前に御相談ください。
- (5) 所有権の移転に要する一切の費用（登録免許税）は、落札者の負担となります。
(次ページの「(参考) 契約に当たっての費用」参照)
- (6) 所有権移転登記が完了次第、落札者に登記識別情報通知を交付し、全ての手続きが完了します。なお、物件の取得に伴い、不動産取得税等の公租公課が発生しますので御留意ください。

6 その他の注意事項

- (1) 建物を建築するに当たっては、建築基準法及び府、市の条例等により指導等がなされる場合や、費用負担が必要となる場合がありますので、関係機関に御確認ください。
- (2) 売買契約締結後、売買物件の引渡しの日までの間において、京都市の責めに帰すことのできない事由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は、落札者の負担となります。
- (3) 落札者は、売買契約締結後、売買物件に数量の不足その他隠れたかしのあることを発見しても、売買代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができません。
- (4) 売買契約締結後、落札者が売買契約書に定める義務を履行しないために京都市に損害が生じたときは、落札者にその損害を賠償していただきます。
- (5) 売買物件の活用に当たっては、法令等の規制を必ず遵守してください。
- (6) 工事等を行うに当たっては、近隣住民に対し、丁寧な対応を心掛け、工事着手前に工事説明を必ず行ってください。

(参考) 契約に当たっての費用

(1) 印紙税 (国税)

国税庁URL <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/inshi/inshi301.htm>

(2) 登録免許税 (国税)

国税庁URL <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/inshi/7191.htm>

(3) 不動産取得税 (道府県税)

お問合せ先 京都府総務部税務課 (Tel 075-414-4433)

(4) その他

今回の売買では、京都市の職員が所有権の移転登記手続を行いますので、所有権移転登記に関する司法書士手数料はかかりません。

Ⅱ 売却物件一覧

- 予定価格は、付近の地価公示価格、不動産鑑定評価等に基づき決定しています。
- 建物付土地の予定価格の比率は、いずれも土地価格100.0%、建物価格0.0%であるため、建物にかかる消費税及び地方消費税相当額は落札金額に加算されません。

1 市有地（行財政局）

物件番号	所在地	地目	地積 (㎡)	現況	予定価格	物件明細 (ページ)
1号物件	東山区福稲川原町1番11 東山区福稲下高松町64番	宅地	3,039.77	更地	5億9,580万円	15
2号物件	伏見区下鳥羽広長町210番	宅地	2,177.74	建物付	2億4,560万円	18
3号物件	右京区太秦一ノ井町 25番1, 108番	宅地 雑種地	212.61	更地	2,977万円	21
4号物件	山科区竹鼻扇町3番2	宅地	156.79	建物付	1,610万円	24
5号物件	北区鷹峯木ノ畑町68番	宅地	6,296.85	建物付	5億2,340万円	28
6号物件	右京区西京極新田町23番3	宅地	175.49	更地	2,966万円	32

2 市有地（交通局）

物件番号	所在地	地目	地積 (㎡)	現況	予定価格	物件明細 (ページ)
7号物件	伏見区竹田浄菩提院町 124番, 126番	宅地	475.81	更地	7,457万円	35

3 市有地（上下水道局）

物件番号	所在地	地目	地積 (㎡)	現況	予定価格	物件明細 (ページ)
8号物件	上京区日暮通丸太町上る 西入西院町915番 上京区千本通二条下る 東入主税町936番	宅地	1,318.05	更地	14億2,000万円	38
9号物件	上京区竹屋町通千本東入 主税町1120番	宅地	1,714.95	更地	11億6,000万円	42
10号物件	伏見区横大路菅本2番3外 (底地町名地番)	宅地 雑種地	11,428.93 (仮換地地積)	更地	9億8,300万円	46
11号物件	下京区七条通東堀川西入 八百屋町2番, 3番	宅地	534.22	建物付	2億6,800万円	51

Ⅲ 物件明細，位置図，参考写真

- ※ 入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので，必ず各自で現地及び諸規制について調査確認を行ってください。
- ※ 公図，平面図，建物平面図については，京都市ホームページに掲載しております。

■ URL

<https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000275608.html>

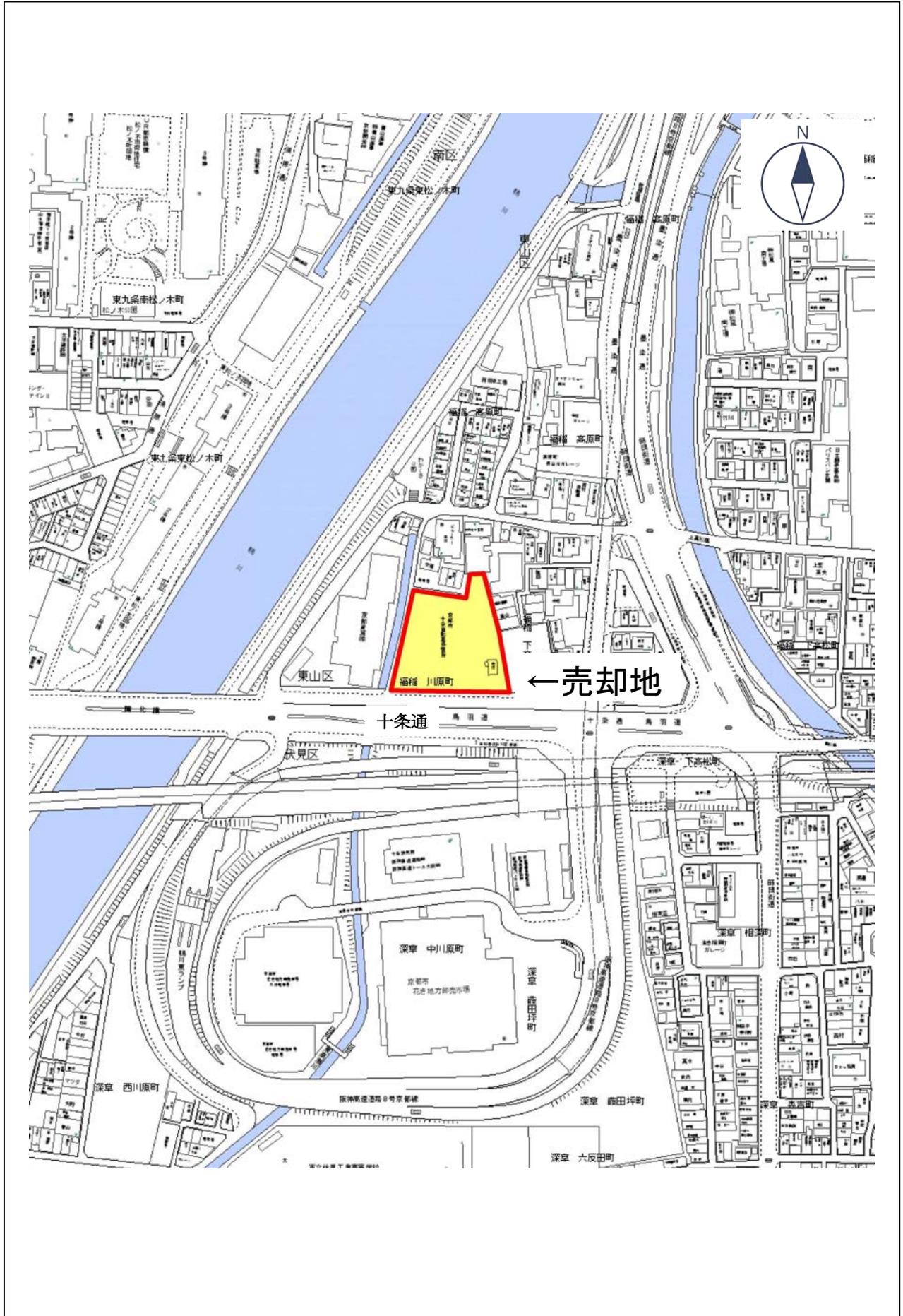
■ QRコード



物 件 明 細

物件番号	1号物件【売却条件付】				
予定価格	5億9,580万円				
所在地	① 京都市東山区福稲川原町1番11 ② 京都市東山区福稲下高松町64番				
土地	地積	登記簿	① 2,310.19㎡ ② 729.58㎡		
		実測	① 2,310.19㎡ ② 729.58㎡ 境界確定済		
	地目	登記簿	宅地		
		現況	宅地		
		土地の状況	更地		
	建物	家屋番号			
		種類			
		構造			
		床面積(公簿)			
接面道路の状況	南側 【種別】市道 【幅員】8m 【舗装】有 【高低差】±0m 西側 【種別】私道(建築基準法第42条第2項道路) 【幅員】約3m 【舗装】有 【高低差】±0m				
私道負担	なし				
都市計画法等による制限	種類	内 容		お問合せ先	電話番号
	区域区分	市街化区域		都市計画局都市企画部 都市計画課	075-222-3505
	用途地域	準工業地域			
	建ぺい率	60%			
	容積率	200%			
	高度指定	20m第3種高度地区			
	防火指定	準防火地域			
	近畿圏整備法	既成都市区域			
	眺望景観	近景デザイン保全区域(21-1), 事前協議区域(21-1), 遠景デザイン保全区域(11)		都市計画局都市景観部 景観政策課	075-222-3474
	景観保全	町並み型建造物修景地区			
開発行為	500㎡以上の一団の土地で開発行為を行う場合は、開発行為に関する許可(又は、都市計画法施行規則第60条による証明書)が必要となります。		都市計画局都市景観部 開発指導課	075-222-3558	
屋外広告物	第6種地域		都市計画局都市景観部 広告景観づくり推進課	075-222-4137	
文化財保護	周知の埋蔵文化財包蔵地ではありません。		文化市民局文化芸術都市推進室 文化財保護課	075-366-1498	
供給処理施設	施設の種類	内容等	状 況	お問合せ先	電話番号
	電 気	関西電力送配電(株)	前面道路既存設備 有	関西電力送配電(株) 送配電コンタクトセンター	0800-777-3081
	上 水 道	市営水道	前面道路配管 有	京都市上下水道局水道部 水道管路管理センター南部給水工事課	075-672-3511
	下 水 道	公共下水	前面道路配管 有	京都市上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター	075-643-1325
	ガ ス	都市ガス	前面道路配管 有	大阪ガス(株) 京滋導管部導管計画チーム	075-315-8942
交通機関	鉄 道	京阪本線 鳥羽街道駅		物件の東方	約300m
	バ ス	市バス 十条相深町		物件の東方	約140m
公共機関	区 役 所	東山区役所		物件の北東方	約3,100m
	小 学 校	東山泉小中学校		物件の北東方	約2,000m
	中 学 校	東山泉小中学校		物件の北東方	約2,000m
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ フェンスや単管パイプ、草木、電灯、構造物等を含めて現状有姿のまま売却します。 ○ 本市有地を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業の用途及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物を処理するための用途に供することはできません。 ○ 本市有地において工事等を行うに当たっては、近隣住民に対し、丁寧な対応を心掛け、工事着手前に工事説明を必ず行ってください。 ○ 登記簿謄本、公図、住宅地図及び旧土地台帳等により地歴を調査したところ、本市が所有する以前は、鉄骨造の工場が建っていた経過があり、地下埋設物(通常想定される土地の利用の妨げとなる物で地下に在するものをいう。)が在する可能性があります。本市は更地にて本市有地を取得していますが、地下埋設物が在する可能性があることから、レーダー探査を実施しております。地歴の調査に利用した資料及びレーダー探査結果については、行財政局資産活用推進室執務室において、閲覧に供します(詳細は5ページ)。 ○ 土壌汚染及び地盤に関する調査は実施しておりません。 ○ 本市有地にて、3,000㎡以上(有害物質使用特定施設が設置されている場合は900㎡以上)の土地の形質変更を行う場合、土壌汚染対策法第4条に基づき届出が必要となります。 ○ 本物件は、平成30年3月末まで撤去自転車等保管所として使用していました。 (お問合せ先 建設局自転車政策推進室 TEL075-222-3565) 				
現地見学会	あり	日時	令和2年12月14日(月)午後1時30分～午後3時		
落札者なしの場合の先着申込順による売却	あり	受付期間	令和3年2月18日(木)～令和3年3月16日(火)		

位置図 (1号物件)



参考写真（1号物件）

撮影方向：物件南西から北東向き



撮影方向：物件南東から北西向き



撮影方向：物件西から東向き



物 件 明 細

物件番号		2号物件			
予定価格		2億4,560万円			
所在地		京都市伏見区下鳥羽広長町210番			
土地	地積	登記簿	2,177.74㎡		
		実測	2,177.74㎡ 境界確定済		
	地目	登記簿	宅地		
		現況	宅地		
土地の状況		建物付			
接面道路の状況		南東側【種別】府道(京都守口線)(建築基準法第42条第1項第1号道路) 【幅員】約18.0m 【舗装】有 【高低差】±0m			
私道負担		なし			
都市計画法等による制限	種類	内 容		お問合せ先	電話番号
	区域区分	市街化区域		都市計画局都市企画部 都市計画課	075-222-3505
	用途地域	準工業地域			
	建ぺい率	60%			
	容積率	【府道京都守口線から25mまで】300% 【府道京都守口線から25m超】200%			
	高度指定	無指定		都市計画局都市景観部 景観政策課	075-222-3474
	防火指定	建築基準法第22条区域			
	近畿圏整備法	近郊整備区域			
	眺望景観	—		都市計画局都市景観部 景観政策課	075-222-3474
	景観保全	町並み型建造物修景地区			
開発行為	500㎡以上の一団の土地で開発行為を行う場合は、開発行為に関する許可(又は、都市計画法施行規則第60条による証明書)が必要となります。		都市計画局都市景観部 開発指導課	075-222-3558	
屋外広告物	【府道から25mまで】沿道型第6種地域 【府道から25m超50mまで】第7種地域 【府道から50m超】第6種地域		都市計画局都市景観部 広告景観づくり推進課	075-222-4137	
文化財保護	周知の埋蔵文化財包蔵地ではありません。		文化市民局文化芸術都市推進室 文化財保護課	075-366-1498	
供給処理施設	施設の種類	内容等	状 況	お問合せ先	電話番号
	電 気	関西電力送配電(株)	前面道路既存設備 有	関西電力送配電(株) 送配電コンタクトセンター	0800-777-3081
	上 水 道	市営水道	前面道路配管 無	京都市上下水道局水道部 水道管路管理センター南部給水工事課	075-672-3511
	下 水 道	公共下水	前面道路配管 有	京都市上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター	075-643-1325
ガ ス	都市ガス	前面道路配管 無	大阪ガス(株)導管事業部 京滋導管部導管計画チーム	075-315-8942	
交通機関	鉄 道	京阪本線 中書島駅			物件の南東方 約2,200m
	バ ス	京阪バス 八丁畷停留			物件の南東方 約10m
公共機関	区 役 所	伏見区役所			物件の北東方 約2,000m
	小 学 校	下鳥羽小学校			物件の北方 約1,100m
	中 学 校	伏見中学校			物件の北東方 約2,200m
留意事項		<ul style="list-style-type: none"> ○ 塀や構造物、設備機器等を含めて現状有姿のまま売却します。 ○ 登記簿謄本、公図、住宅地図及び旧土地台帳等により地歴を調査したところ、当該地において、当該建物が建つ以前は酒ビン置場として使用されており、地下埋設物(通常想定される土地の利用の妨げとなる物で、地下(既存建物の地下部分を除く。)に存するものをいう。)が存する蓋然性は低いと考えています。地歴の調査に利用した資料については、行財政局資産活用推進室執務室において、閲覧に供します(詳細は5ページ)。 ○ 建物のアスベスト調査は実施しておりません。 ○ 土壌汚染、地下埋設物及び地盤に関する調査は実施しておりません。 ○ 下水道について、前面道路配管はありますが、敷地内への引込みがありません。上水道及び都市ガスは前面道路配管がないため、敷設を行われる際は、京都市上下水道局及び大阪ガス(株)にご相談ください。 ○ 本物件は、平成23年2月までバイオガス化技術実証実験施設として使用していました。また敷地内において、平成26年度までバイオ軽油実証実験を実施していました(バイオ軽油実証実験施設については撤去済み)。 ○ 隣接地との間で、ブロックの基礎部分が相互に越境している箇所がございますので、必要に応じて目視調査を行ってください。事業の実施に当たっては、隣接地所有者と協議してください。 (お問合せ先 環境政策局地球温暖化対策室 Tel.075-222-4555) 			
現地見学会		あり	日時	令和2年12月14日(月)午前10時～午前11時30分	
落札者なしの場合の 先着申込順による売却		あり	受付期間	令和3年2月18日(木)～令和3年3月16日(火)	

参考写真（2号物件）

撮影方向：物件東から南西向き



撮影方向：物件南から北東向き



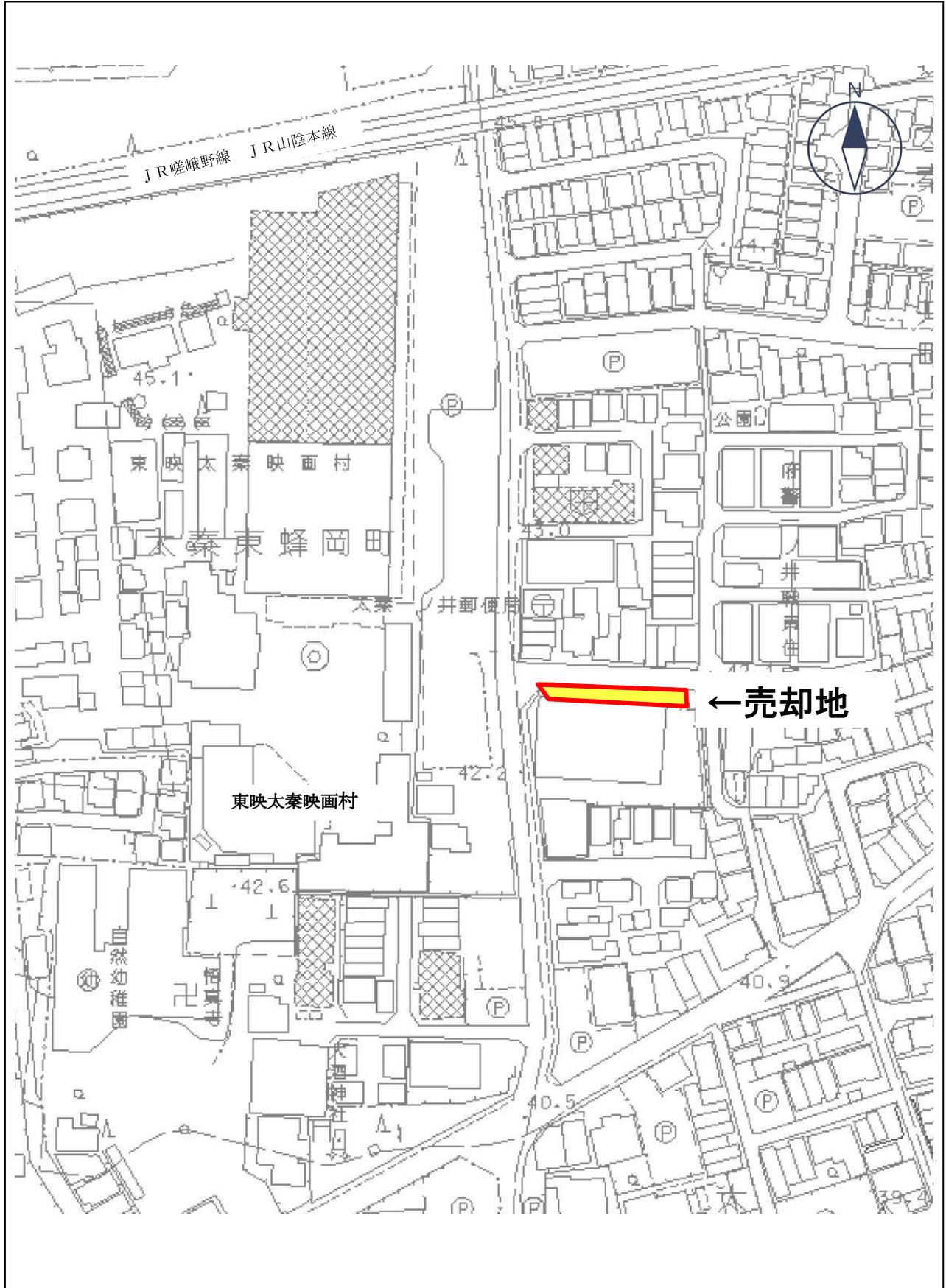
撮影方向：物件南東から北西向き



物 件 明 細

物件番号		3号物件			
予定価格		2,977万円			
所在地		①京都市右京区太秦一ノ井町25番1 ②京都市右京区太秦一ノ井町108番			
土地	地積	登記簿	①198.62㎡ ②13.00㎡		
		実測	①198.62㎡ ②13.99㎡ 境界確定済		
	地目	登記簿	①宅地 ②雑種地		
		現況	宅地		
	土地の状況	更地			
接面道路の状況		西側【種別】市道(太秦経91号線)(建築基準法第42条第1項第1号道路) 【幅員】20.19m 【舗装】有 【高低差】±0m 北側【種別】私道(建築基準法第42条第1項第3号道路) 【幅員】約5.5m 【舗装】有 【高低差】±0m			
私道負担		なし			
都市計画法等による制限	種類	内 容		お問合せ先	電話番号
	区域区分	市街化区域		都市計画局都市企画部 都市計画課	075-222-3505
	用途地域	第一種住居地域			
	建ぺい率	60%			
	容積率	200%			
	高度指定	15m第2種高度地区			
	防火指定	準防火地域			
	近畿圏整備法	既成都市区域			
	眺望景観	遠景デザイン保全区域(4),(11),(49)		都市計画局都市景観部 景観政策課	075-222-3474
	景観保全	山並み背景型建造物修景地区			
開発行為	500㎡以上の一団の土地で開発行為を行う場合は、開発行為に関する許可(又は、都市計画法施行規則第60条による証明書)が必要となります。		都市計画局都市景観部 開発指導課	075-222-3558	
屋外広告物	第3種地域		都市計画局都市景観部 広告景観づくり推進課	075-222-4137	
文化財保護	周知の埋蔵文化財包蔵地(一ノ井遺跡及び常盤仲之町遺跡(一般遺跡))です。		文化市民局文化芸術都市推進室 文化財保護課	075-366-1498	
供給処理施設	施設の種類	内容等	状 況	お問合せ先	電話番号
	電 気	関西電力送配電(株)	前面道路既存設備 有	関西電力送配電(株) 送配電コンタクトセンター	0800-777-3081
	上 水 道	市営水道	前面道路配管 有	京都市上下水道局水道部 水道管路管理センター北部給水工事課	075-841-3127
	下 水 道	公共下水	前面道路配管 有	京都市上下水道局下水道部 きた下水道管路管理センター	075-801-7108
	ガ ス	都市ガス	前面道路配管 有	大阪ガス(株)導管事業部 京滋導管部導管計画チーム	075-315-8942
交通機関	鉄 道	JR山陰本線 太秦駅		物件の西方	約1,100m
		京福電鉄嵐山本線 太秦広隆寺駅		物件の南西方	約350m
	バ ス	京都バス 太秦映画村前		物件の北方	約80m
公共機関	区 役 所	右京区役所		物件の南東方	約1,050m
	小 学 校	太秦小学校		物件の南西方	約460m
	中 学 校	太秦中学校		物件の南西方	約750m
留意事項		<ul style="list-style-type: none"> ○ バリケードを含めて現状有姿のまま売却します。 ○ 登記簿謄本、公図、住宅地図及び旧土地台帳等により地歴を調査したところ、当該地において、昭和30年代半ばまでは農地、以降は更地(駐車場用地)であり、地下埋設物(通常想定される土地の利用の妨げとなる物で、地下(既存建物の地下部分を除く。)に存するものをいう。)が存する蓋然性は低いと考えています。地歴の調査に利用した資料については、行財政局資産活用推進室執務室において、閲覧に供します(詳細は5ページ)。 ○ 土壌汚染、地下埋蔵物及び地盤に関する調査は実施しておりません。 ○ 本物件は、平成31年3月まで京都府警職員住宅駐車場として使用していました。(お問合せ先 行財政局資産活用推進室 Tel.075-222-3284) 			
現地見学会		なし	日時		
落札者なしの場合の 先着申込順による売却		あり	受付期間		令和3年2月18日(木)～令和3年3月16日(火)

位置図 (3号物件)



参考写真（3号物件）

撮影方向：西から東向き



撮影方向：東から西向き



撮影方向：北西から南東向き



物 件 明 細

物件番号		4号物件【売却条件付】			
予定価格		1,610万円			
所在地		京都市山科区竹鼻扇町3番2			
土地	登記簿	156.79m ²	建物	家屋番号	3番2
	実測	156.79m ² 境界確定済		種類	共同住宅・居宅
	登記簿	宅地		構造	鉄骨造スレート葺4階建
	現況	宅地		床面積(公簿)	1階 94.41m ² 3階 84.33m ²
土地の状況	建物付	2階 84.41m ² 4階 84.33m ²			
接面道路の状況		東側【種別】市道(山科音羽経18号線)(建築基準法において未判定の道路) 【幅員】約5.8m 【舗装】有 【高低差】±0m			
私道負担		なし			
都市計画法等による制限	種類	内 容		お問合せ先	電話番号
	区域区分	市街化区域		都市計画局都市企画部 都市計画課	075-222-3505
	用途地域	第一種中高層住居専用地域			
	建ぺい率	60%			
	容積率	200%			
	高度指定	20m第1種高度地区			
	防火指定	準防火地域		都市計画局都市景観部 景観政策課	075-222-3474
	近畿圏整備法	近郊整備区域			
	眺望景観	特になし			
	景観保全	町並み型建造物修景地区		都市計画局都市景観部 開発指導課	075-222-3558
開発行為	500m ² 以上の一団の土地で開発行為を行う場合は、開発行為に関する許可(又は、都市計画法施行規則第60条による証明書)が必要となります。				
屋外広告物	第3種地域		都市計画局都市景観部 広告景観づくり推進課		
文化財保護	周知の埋蔵文化財包蔵地ではありません。		文化市民局文化芸術都市推進室 文化財保護課	075-366-1498	
供給処理施設	施設の種類の	内容等	状 況	お問合せ先	電話番号
	電 気	関西電力送配電(株)	前面道路既存設備 有	関西電力送配電(株) 送配電コンタクトセンター	0800-777-3081
	上 水 道	市営水道	前面道路配管 有	京都市上下水道局水道部 水道管路管理センター南部給水工事課	075-672-3507
	下 水 道	公共下水	前面道路配管 有	京都市上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター山科支所	075-581-6683
	ガ ス	都市ガス	前面道路配管 有	大阪ガス(株)導管事業部 京滋導管部導管計画チーム	075-315-8942
交通機関	鉄 道	京阪京津線 四宮駅		物件の北方	約350m
	バ ス	京阪バス 四ノ宮停留所		物件の北方	約50m
公共機関	区 役 所	山科区役所		物件の南西方	約2,500m
	小 学 校	音羽川小学校		物件の南西方	約940m
	中 学 校	音羽中学校		物件の南東方	約1,100m
留意事項		<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存建物及び建物内のガスコンロ、エアコン、室外機、洗濯機、乾燥機等の付帯設備並びにフェンス、ブロック塀等を含めて、現状有姿のまま売却します。 ○ 既存建物は建築基準法に定める基準に適合していない可能性が高いため、引渡し後12箇月以内に解体することを売却条件とします。建物の解体を行う際は、事前に、環境政策局まち美化推進課及び同局施設管理課と十分に協議してください。 ○ 登記簿謄本、公図、住宅地図及び旧土地台帳等により地歴を調査したところ、当該地は昭和以前は農地であり昭和30年代頃には戸建て建物が建っていたと見受けられますが、既存建物のほかに建物が建っていた履歴は登記簿上は確認できませんでした。現在は地積の大部分を建物が占めており、地下埋設物(通常想定される土地の利用の妨げとなる物で、地下(既存建物の地下部分を除く。)に存するものをいう。)が存する蓋然性は低いと考えています。 ○ 地歴の調査に利用した資料については、行財政局資産活用推進室執務室において、閲覧に供します(詳細は5ページ)。 ○ 既存建物のアスベスト調査及び土壌汚染、地下埋設物及び地盤に関する調査は実施しておりません。 ○ 当該地の前面道路に「資源ごみ収集場所(音羽川9)」があります。 ○ 本物件は、1階は住居として(平成30年6月まで)、1階中央部はコインランドリーとして(平成30年9月まで)、2階から4階は共同住宅として(令和2年3月まで)使用していました。 (お問合せ先 行財政局資産活用推進室 TEL075-222-3284) 			
現地見学会		あり	日時	令和2年12月15日(火)午前10時～午前11時	
落札者なしの場合の 先着申込順による売却		あり	受付期間	令和3年2月18日(木)～令和3年3月16日(火)	

売却条件等（4号物件）

本物件上には既存建物がありますが、既存建物は建築基準法に定める基準に適合していない可能性が高いため、本物件の売却に当たって、次のとおり売却条件を付すこととします。

- 1 買受人は、本件土地の引渡し後から12箇月以内に、買受人の負担により、既存建物を解体しなければなりません。

このとき、本件土地の定着物、既存建物の付属物その他一切の残置物について、京都市は、所有権を主張せず、買受人の負担により、買受人がこれを処分することに異議を申し立てないものとします。

- 2 買受人は、既存建物の解体を完了したときは、速やかに京都市に報告し、京都市が指定する職員による確認を受けなければなりません。

- 3 買受人は、売買物件の所有権を第三者に移転する場合は、上記1及び2に定める義務を当該第三者に履行させなければなりません。

位置図 (4号物件)



参考写真（4号物件）

撮影方向：物件南東から北西向き



撮影方向：物件北東から南西向き



物 件 明 細

物件番号	5号物件【売却条件付】		
予定価格	5億2,340万円		
所在地	京都市北区鷹峯木ノ畑町68番		
土地	地積	登記簿	6,296.85㎡
		実測	6,296.85㎡ 境界確定済
	地目	登記簿	宅地
		現況	宅地
土地の状況	建物付		
接面道路の状況	東側	【種別】府道(西陣杉坂線)(建築基準法第42条第1項第1号道路) 【幅員】約8.0m 【舗装】あり 【高低差】±0m	
	南西側	【種別】位置指定道路(建築基準法第42条第1項第5号道路) 【幅員】4.0m, 5.0m 【舗装】あり 【高低差】±0m	
私道負担	なし		
都市計画法等による制限	種類	内 容	
	区域区分	市街化区域	
	用途地域	【府道西陣杉坂線から25mまで】第一種住居地域 【府道西陣杉坂線から25m超】第一種中高層住居専用地域	
	建ぺい率	60%	
	容積率	200%	
	高度指定	【府道西陣杉坂線から25mまで】12m第2種高度地区 【府道西陣杉坂線から25m超】12m第1種高度地区	
	防火指定	準防火地域	
	近畿圏整備法	近郊整備区域	
	眺望景観	近景デザイン保全区域(境内の眺め)(23-1) 事前協議区域(23-1) 遠景デザイン保全区域(3km以内)(11),(16),(45)-3Km以内,(47)	
	景観保全	山ろく型建築物修景地区 北部地区	
	開発行為	500㎡以上の一団の土地で開発行為を行う場合は、開発行為に関する許可が必要となります。	
	宅地造成	宅地造成工事規制区域	
屋外広告物	第2種地域		
文化財保護	周知の埋蔵文化財包蔵地ではありません。(ただし、史跡御土居に隣接しているため、協議が必要となります。)		
供給処理施設	施設の種類	内容等	状況
	電 気	関西電力送配電(株)	前面道路既存設備 有
	上 水 道	市営水道	前面道路配管 有
	下 水 道	公共下水	前面道路配管 有
ガ ス	都市ガス	前面道路配管 有	
交通機関	鉄 道	地下鉄烏丸線 北大路駅	物件の東方 約2.1Km
	バ ス	市バス 北木ノ畑町停留所	物件の北方 約0.1Km
公共機関	区 役 所	北区役所	物件の東南方 約2.0Km
	小 学 校	鷹峯小学校	物件の北西方 約1.2Km
	中 学 校	旭丘中学校	物件の東方 約0.4Km
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物(附属建物を含む。)のほか、駐車場、塀、照明灯、防火水槽等の構築物等一切のものを含み、現状有姿のまま売却します。 ○ 防火水槽を撤去又は新たに整備する場合は、事前に消防局警防部消防救助課と十分に協議してください。 ○ 本物件上に、共同住宅(ファミリー世帯を対象とした一戸当たり2LDK又は3DK以上の共同住宅)を建築することを売却条件とします。 ○ 本物件は、令和2年10月まで、鷹峯市営住宅として使用していました。 ○ 隣接地の構築物等の一部が越境している箇所があります。必要に応じ、現地見学会において、目視調査等を行ってください。 ○ 登記簿謄本、公図、住宅地図及び旧土地台帳により地歴を調査したところ、本物件使用前の地下埋設物(通常想定される土地の利用を妨げるもので、地下(既存建物等の地下部分を除く。)に存するものをいう。)が存する蓋然性は低いと考えています。地歴の調査に利用した資料については、行財政局資産活用推進室執務室内において、閲覧に供します(詳細は5ページ)。 ○ 土壌汚染、地下埋設物、地盤及び建物のアスベストに関する調査は実施しておりません。なお、地下埋設物に関する調査を実施していないため、本物件のこれまでの使用に係る地下埋設物が存在する可能性があります。 ○ 建物の解体及び撤去を行う際は、事前に、環境政策局まち美化推進課及び同局施設管理課と十分に協議してください。 ○ 建物の耐震性能調査は実施しておりませんが、新耐震基準施行前の基準により設計された建物で、新耐震基準に適合するには、特に補強が必要と考えています。 ○ 本物件の敷地内には電柱等が設置されており、また、敷地地下には配水管、下水道管、ガス管が埋設されており、それぞれの所有者に敷地の一部を貸し付けていますので、本物件の売買契約後、それぞれの所有者と今後の取扱いについて十分に協議してください。詳しくは、京都市ホームページに掲載している契約書(案)を御参照ください。 ○ 本物件の敷地の一部は、現況が通路となっており、また、当該通路から隣地に給水装置、取付管等及びガス管の引込管が引き込まれているため、利用に当たっては、隣地所有者への配慮が必要となる可能性があります。詳しくは、京都市ホームページに掲載している契約書(案)を御参照ください。 (お問合せ先 都市計画局住宅室すまいまちづくり課 TEL075-222-3635) 		
現地見学会	あり	日時	令和2年12月15日(火)午後1時30分～午後3時
落札者なしの場合の 先着申込順による売却	あり	受付期間	令和3年2月18日(木)～令和3年3月16日(火)

売却条件等（5号物件）

5号物件は鷹峯市営住宅として使用していましたが、同市営住宅の廃止により、学区内の人口が減少していることから、地域の活性化を図るため、子育て世帯の住民の増加につながるよう、共同住宅の建設を売却条件に盛り込んでいます。

1 建設する建物の条件

売買物件上には、共同住宅（ファミリー世帯向けマンション）を建設するものとし、一戸当たりの間取りを2LDK又は3DK以上（不動産公正取引協議会連合会が平成23年11月11日付けで定めた「DK・LDKの広さ（畳数）の目安となる指導基準」に従ったものに限る。）としなければなりません。

※ 売却条件等に係る詳細は、京都市ホームページに掲載している契約書（案）を御参照ください。

参考写真（5号物件）

建物配置図



分館 撮影方向：物件東から西向き



1号館 撮影方向：物件南から北向き



2号館 撮影方向：物件東から西向き



3号館 撮影方向：物件北西から南東向き



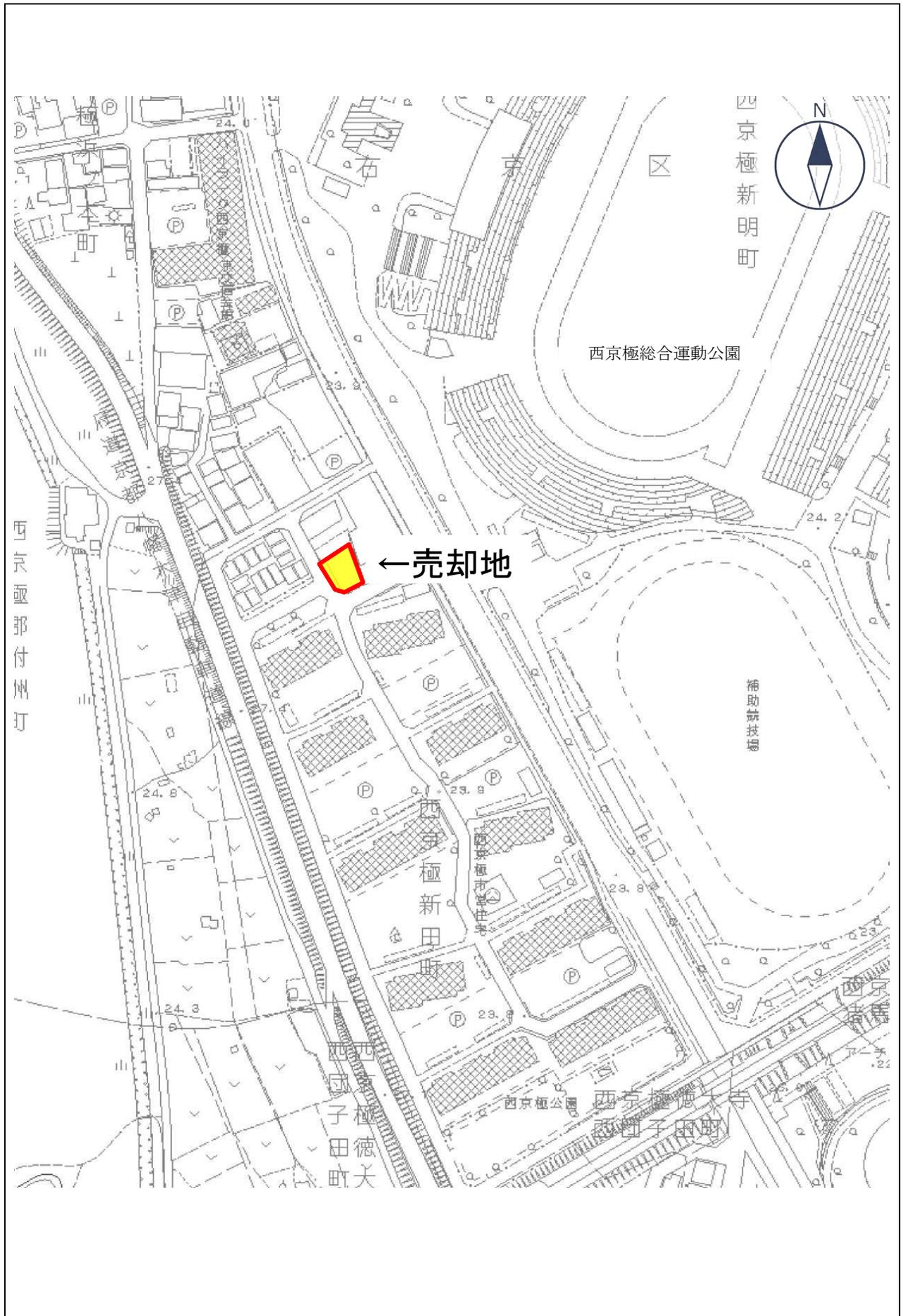
4号館 撮影方向：物件北から南向き



物 件 明 細

物件番号		6号物件	
予定価格		2,966万円	
所在地		京都市右京区西京極新田町23番3	
土地	地積	登記簿 実測	175.49㎡ 175.49㎡ 境界確定済
	地目	登記簿	宅地
		現況	宅地
	土地の状況	更地	
建物		家屋番号	
		種類	
		構造	
		床面積(公簿)	
接面道路の状況		南側・西側【種別】市道(西京極緯100号線)(建築基準法第42条第1項第1号道路) 【幅員】約8.0m【舗装】有【高低差】0m 西側【種別】市道(葛野西経14号線)(建築基準法第42条第1項第1号道路) 【幅員】約6.1m【舗装】有【高低差】0m	
私道負担		なし	
都市計画法等による制限	種類	内 容	
	区域区分	市街化区域	
	用途地域	第二種住居専用地域	
	建ぺい率	60%	
	容積率	【市道葛野西通から25mまで】300% 【市道葛野西通から25m超】200%	
	高度指定	20m第2種高度地区	
	防火指定	準防火地域	
	近畿圏整備法	既成都市区域	
	眺望景観	遠景デザイン保全区域(4),(11),(49)	
	景観保全	岸辺型建造物修景地区	
	開発行為	500㎡以上の一団の土地で開発行為を行う場合は、開発行為に関する許可が必要となります。	
屋外広告物	第3種地域		
文化財保護	対象外		
都市計画局都市企画部 都市計画課	075-222-3505		
都市計画局都市景観部 景観政策課	075-222-3474		
都市計画局都市景観部 開発指導課	075-222-3558		
都市計画局都市景観部 広告景観づくり推進課	075-222-4137		
文化市民局文化芸術都市推進室 文化財保護課	075-366-1498		
供給処理施設	施設の種類	内 容 等 状 況	
	電 気	関西電力送配電(株)	前面道路既存設備 有
	上 水 道	市営水道	前面道路配管 有
	下 水 道	公共下水	なし
ガ ス	都市ガス	西側道路配管 無 南側道路配管 有	
交通機関	鉄 道	阪急京都線 西京極駅	
	バ ス	京都市バス 西京極	
公共機関	区 役 所	右京区役所	
	小 学 校	葛野小学校	
	中 学 校	西京極中学校	
留意事項	<p>○フェンスや樹木等を含めて現状有姿のまま売却します。</p> <p>○登記簿謄本、公図、住宅地図及び旧土地台帳等により地歴を調査したところ、本市が所有する以前は農地であり、昭和30年代から60年頃までは木造市営住宅の用に供しておりました。その後、西京極市営住宅の区画整理に伴い更地となり、地下埋設物(通常想定される土地の利用の妨げとなる物で、地下(既存建物の地下部分を除く。)に存するものをいう。)が存する蓋然性は低いと考えています。地歴の調査に利用した資料については、行財政局資産活用推進室執務室において、閲覧に供します(詳細は5ページ)。</p> <p>○土壌汚染、地下埋蔵物及び地盤に関する調査は実施しておりません。</p> <p>(お問合せ先 都市計画局住宅室住宅管理課 TEL075-222-3631)</p>		
現地見学会	なし	日 時	
落札者なしの場合の 先着申込順による売却	あり	受付期間	
		令和3年2月18日(木)～令和3年3月16日(火)	

位置図（6号物件）



参考写真（6号物件）

撮影方向：物件南から北向き



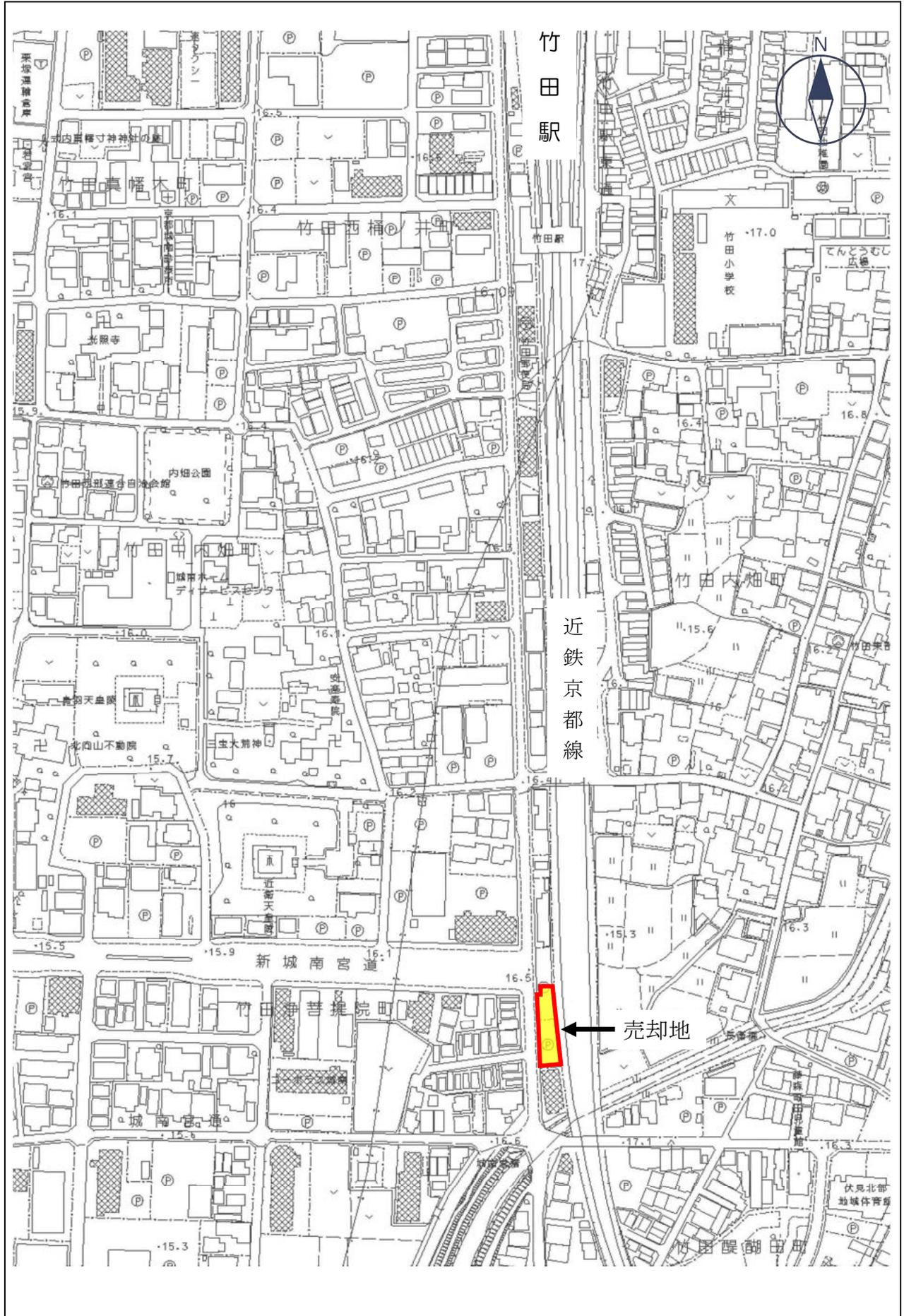
撮影方向：物件西から東向き



物 件 明 細

物件番号	7号物件						
予定価格	7,457万円						
所在地	伏見区竹田浄菩提院町124番, 126番						
土地	地積	登記簿	474.99㎡	建物	家屋番号	—	
		実測	475.81㎡		境界確定済 ※	種類	—
	地目	登記簿	宅地		構造	—	
		現況	宅地		床面積	—	
	土地の状況	更地					
接面道路の状況	西側【種別】市道(竹田経6号線)(建築基準法第42条第1項第1号道路) 【幅員】約9.6m 【舗装】有 【高低差】0m						
私道負担	なし						
都市計画法等による制限	種類	内 容		お問合せ先	電話番号		
	区域区分	市街化区域		都市計画局都市企画部 都市計画課	075-222-3505		
	用途地域	【市道新城南宮道から25mまで】第二種住居地域 【市道新城南宮道から25m超】第一種住居地域					
	建ぺい率	60%					
	容積率	【市道新城南宮通から25mまで】300% 【市道新城南宮通から25m超】200%					
	高度指定	20m第2種高度地区					
	防火指定	建築基準法第22条区域					
	近畿圏整備法	近郊整備区域					
	都市施設	敷地の一部が都市計画道路(Ⅰ・Ⅲ・45 羽東師墨染線)の区域に含まれます。当該区域内で建築物の建築を行う場合は、都市計画法第53条に基づく許可が必要となります。					
	眺望景観	—				都市計画局都市景観部 景観政策課	075-222-3474
	景観保全	—				都市計画局都市景観部 開発指導課	075-222-3558
	開発行為	—		都市計画局都市景観部 広告景観づくり推進課	075-222-4137		
屋外広告物	第6種地域 条例第11条第1項第6号に規定する地域		文化市民局文化芸術都市推進室 文化財保護課	075-366-1498			
文化財保護	周知の埋蔵文化財包蔵地ではありません。						
供給処理施設	施設の種類	内容等	状 況	お問合せ先	電話番号		
	電 気	関西電力送配電(株)	前面道路既存設備 有	関西電力送配電(株) 送配電コンタクトセンター	0800-777-3081		
	上 水 道	市営水道	前面道路配管 有	京都市上下水道局水道部 水道管路管理センター南部給水工事課	075-672-3511		
	下 水 道	公共下水	前面道路配管 有	京都市上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター	075-643-1325		
ガ ス	都市ガス	前側道路配管 有	大阪ガス(株)導管事業部 京滋導管部導管計画チーム	075-315-8942			
交通機関	鉄 道	近鉄京都線 竹田駅		物件の北方	約450m		
	バ ス	市バス 城南宮東口停留所		物件の西方	約500m		
公共機関	区 役 所	伏見区役所		物件の南方	約2,000m		
	小 学 校	竹田小学校		物件の北方	約450m		
	中 学 校	藤森中学校		物件の北東方	約1,300m		
留意事項	○ フェンスを含めて現状有姿のまま売却します。 ○ 本物件は、平成7年から自動車駐車場として使用許可を行っていましたが、令和2年3月末付で自動車駐車場としての使用許可が終了し、令和2年4月から現在までは未利用地になっています。 ※ 境界確定済ですが、地籍更正登記は行っておりません。 (お問合せ先 交通局企画総務部財務課 TEL075-863-5096)						
現地見学会	なし	日 時					
落札者なしの場合の 先着申込順による売却	なし	受付期間					

位置図（7号物件）



参考写真（7号物件）

撮影方向：物件北西から南東向き



撮影方向：物件南から北向き



撮影方向：物件北から南向き



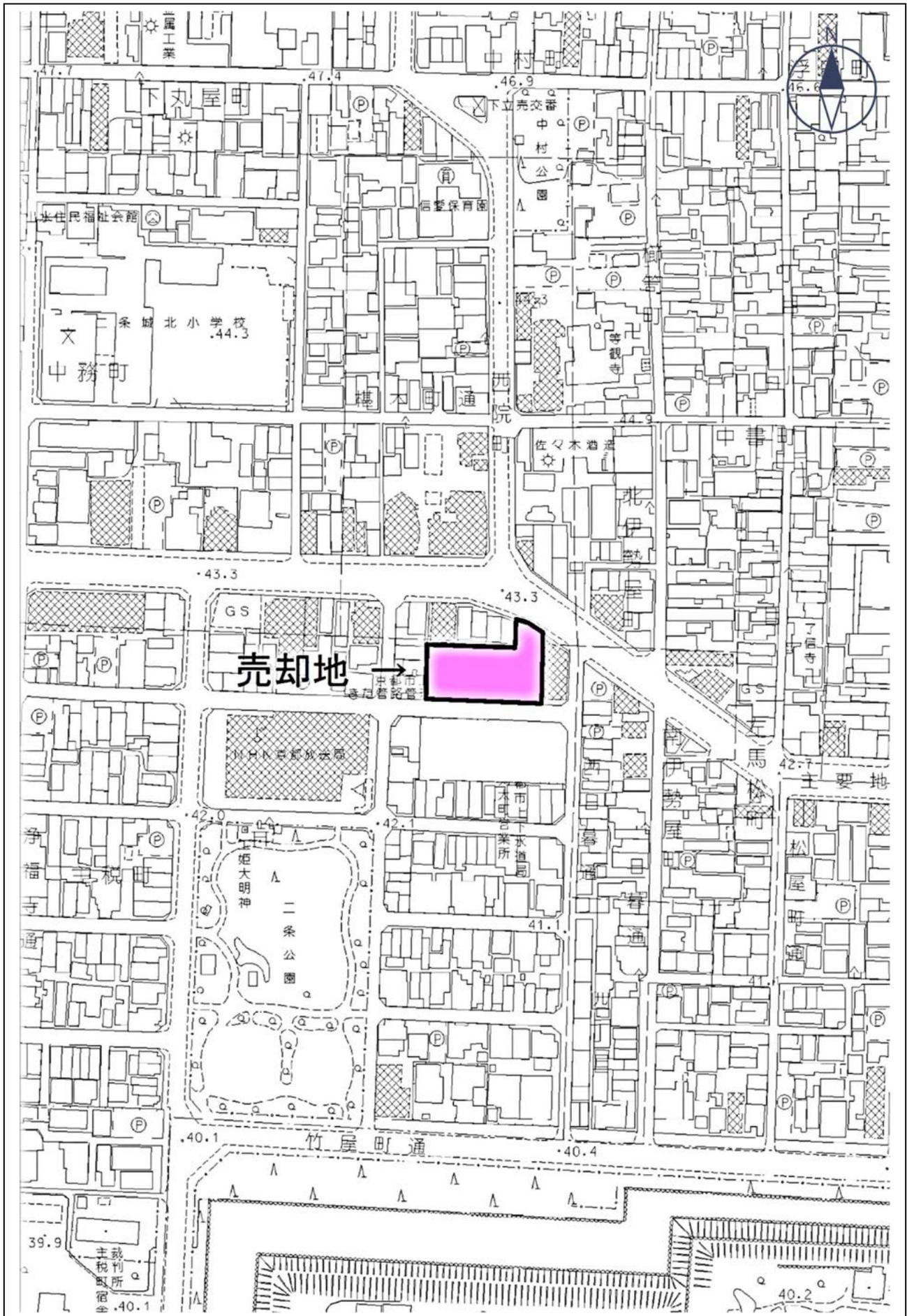
物件明細

物件番号	8号物件【売却条件付】					
予定価格	14億2,000万円					
所在地	① 京都市上京区日暮通丸太町上る西入西院町915番 ② 京都市上京区千本通二条下る東入主税町936番					
土地	地積	登記簿 ① 123.21㎡ ② 1,194.84㎡ 実測 ① 123.21㎡ ② 1,194.84㎡ 境界確定済	建物 家屋番号 種類 構造 床面積(公簿)			
	地目	宅地				
	現況	宅地				
	土地の状況	更地				
接面道路の状況	北側 【種別】 市道(鹿ヶ谷嵐山線)(建築基準法第42条第1項第1号道路) 【幅員】 約19m 【舗装】 有 【高低差】 ±0m 南側 【種別】 市道(郁芳北通)(建築基準法第42条第1項第1号道路) 【幅員】 約6m 【舗装】 有 【高低差】 ±0m					
私道負担	なし					
都市計画法等による制限	種類	内容	お問合せ先	電話番号		
	区域区分	市街化区域	都市計画局都市企画部 都市計画課	075-222-3505		
	用途地域	【府道鹿ヶ谷嵐山線から30mまで】 商業地域 【府道鹿ヶ谷嵐山線から30m超】 第一種住居地域				
	建ぺい率	【府道鹿ヶ谷嵐山線から30mまで】 80% 【府道鹿ヶ谷嵐山線から30m超】 60%				
	容積率	【府道鹿ヶ谷嵐山線から30mまで】 400% 【府道鹿ヶ谷嵐山線から30m超】 200%				
	高度指定	【府道鹿ヶ谷嵐山線から30mまで】 20m第4種高度地区 【府道鹿ヶ谷嵐山線から30m超】 15m第2種高度地区				
	防火指定	準防火地域				
	近畿圏整備法	既成都市区域	都市計画局都市景観部 景観政策課	075-222-3397		
	眺望景観	近景デザイン保全区域(14-1) 事前協議区域(14-1) 遠景デザイン保全区域(11)(49)				
	景観保全	沿道型美観形成地区(幹線地区) 歴史遺産型美観地区(一般地区)				
開発行為	500㎡以上の一団の土地で開発行為を行う場合は、開発行為に関する許可が必要となります。					
屋外広告物	沿道型第4種地域 歴史遺産型第2種地域	都市計画局都市景観部 広告景観づくり推進課	075-222-4137			
文化財保護	周知の埋蔵文化財包蔵地(平安京跡、二条城北遺跡(重要遺跡・小規模遺跡))	文化市民局文化芸術都市推進室 文化財保護課	075-366-1498			
供給処理施設	施設の種類の	内容等	状況	お問合せ先	電話番号	
	電気	関西電力送配電(株)	前面道路既存設備 有	関西電力送配電(株) 送配電コンタクトセンター	0800-777-3081	
	上水道	市営水道	前面道路配管 有	京都市上下水道局水道部 水道管路管理センター北部給水工事課	075-841-3127	
	下水道	公共下水	前面道路配管 有	京都市上下水道局下水道部 きた下水道管路管理センター	075-801-7108	
	ガス	都市ガス	前面道路配管 有	大阪ガス(株)導管事業部 京滋導管部導管計画チーム	075-315-8942	
交通機関	鉄道	地下鉄東西線 二条駅			物件の南西方	約1.0km
	バス	市バス 丸太町智恵光院停留所			物件の北方	約0.1km
公共機関	区役所	上京区役所			物件の北東方	約2.2km
	小学校	二条城北小学校			物件の北西方	約0.3km
	中学校	二条中学校			物件の南西方	約0.4km
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現状、北側隣接者一部との間はコンクリートブロック塀となっていますが、引き渡し時までには撤去し、その他の箇所と同様にフェンスを設置する予定です。 ○ フェンス、塀等を含め、撤去予定のコンクリートブロック塀を除き現状有姿のまま売却します。 ○ フェンス、塀等の築造・改修等に要する費用は、引渡しを受ける事業者において負担するものとし本市は、負担しません。 ○ 登記簿謄本、公図、住宅地図及び旧土地台帳等により地歴を調査したところ、当該地において、昭和31年頃からこれまで当局の保有地であるため、消防用防火水槽を除き地下埋設物(通常想定される土地の利用の妨げとなるもので、地下に存するものをいう。)が存する蓋然性は低いと考えています。地歴の調査に利用した資料については、上下水道局経営戦略室の執務室において、閲覧に供します(5ページ参照)。 ○ 地盤、土壌汚染及び地下埋設物に関する調査は実施しておりません。 ○ 本物件は、大正14年8月10日に大蔵省から用地を取得後、平成29年7月18日まで事務所として使用していました。昭和2年4月20日に大蔵省から事務用地を追加で取得し、昭和6年2月12日に合筆しています。なお、令和2年1月27日に建物を解体撤去し、現在は更地です。 ○ 本物件敷地内の北東側の地中には、消防用防火水槽が存置しています。これは、環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課と協議のうえ、消防用防火水槽を撤去することによる隣接家屋や地表面への影響及び安全性を鑑み、一部をやむをえず地中に存置したものです(直径4.2m、道路面から底盤までの深さ4.2m、壁厚0.3m、存置コンクリート量約21.9㎡、土盛り1~1.2m)。参考資料として、きた下水道管路管理センター跡地の建設・解体撤去時の資料(工事設計図の一部)等を上下水道局経営戦略室の執務室において、閲覧に供します(5ページ参照)。 ○ 京都市地域コミュニティ活性化推進条例の規定に基づき、共同住宅の新築又は戸建住宅の宅地開発の場合は、居住者の自治会・町内会の加入等について、地域自治を担う住民組織との連絡調整を行い、加入促進の取組に協力してください。 ○ 地域活性化の観点から、できる限り早期に本物件を活用してください。 ○ 工事の実施に当たっては、法令等の定めにかかわらず、その施工方法、施工時期等について、事前に本市と協議及び周辺住民への説明を行ってください。 (お問合せ先 京都市上下水道局 経営戦略室 資産活用担当 TEL075-672-7710) 					
現地見学会	あり	日時	令和2年12月16日(水)午後1時30分~午後3時			
落札者なしの場合の 先着申込順による売却	あり	受付期間	令和3年2月18日(木)~令和3年3月16日(火)			

売却条件等（8号物件）

- 1 8号物件（以下「入札物件」という。）に関しては、以下の条件を順守したうえで、入札に参加してください。
 - (1) 京都市地域コミュニティ活性化推進条例の規定に基づき、共同住宅の新築又は戸建住宅の宅地開発の場合は、居住者の自治会・町内会の加入等について、地域自治を担う住民組織との連絡調整を行い、加入促進の取組に協力してください。
 - (2) 地域活性化の観点から、できる限り早期に入札物件を活用してください。
 - (3) 工事の実施に当たっては、法令等の定めにかかわらず、その施工方法、施工時期等について、事前に本市と協議及び周辺住民への説明を行ってください。
 - (4) 所有権が移転した日から起算して10年間は、所有権の移転、地上権、地役権、質権、賃借権、その他の使用又は収益を目的とする権利を設定することはできません。ただし、あらかじめ当該行為を必要とする理由を付して書面により申請し、協議のうえ、その承諾を得たときは、この限りではありません。
- 2 違約金、入札物件の返還等
 - (1) 本市の承諾を得ることなく、上記1(4)に規定する制限等に違反した場合には、売買代金の3割に相当する額の違約金を請求します。また、所有権が移転した日から起算して、10年間の買戻しの特約を設定し、同特約の登記を行います。
 - (2) 入札物件に係る売買契約の条項に違反したときは、同契約を解除し、本市が指定する期間内に、落札者の費用で入札物件を原状に回復して返還していただきます。また、売買契約に定める条項を履行しないため、本市に損害が生じたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として請求します。

位置図 (8号物件)



参考写真（8号物件）

撮影方向：北東から南西向き（敷地内）



撮影方向：北西から南東向き（敷地内）



撮影方向：南から北向き（敷地内）



撮影方向：南東から北西向き（敷地外）



撮影方向：北から南向き（敷地外）



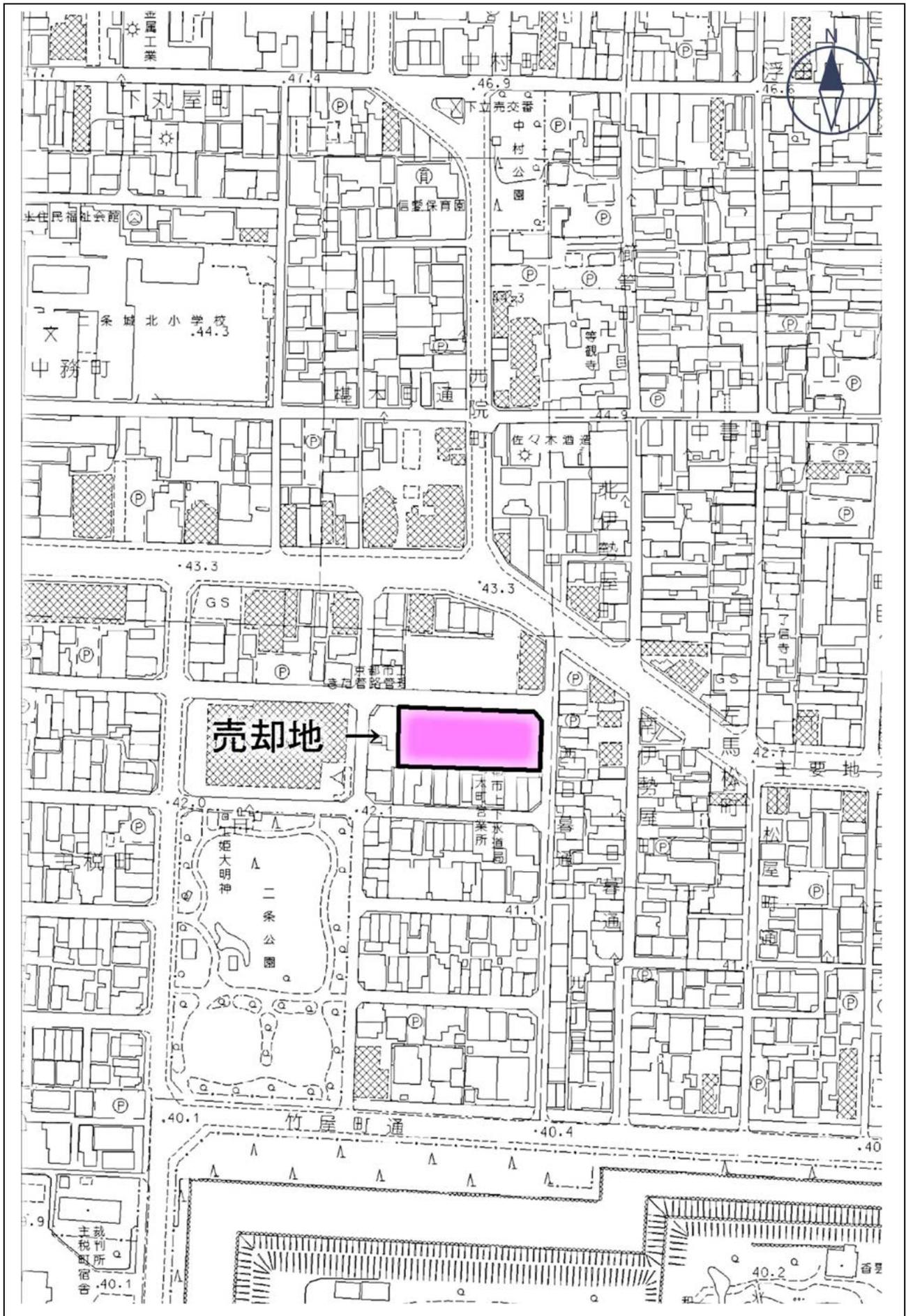
物 件 明 細

物件番号	9号物件【売却条件付】					
予定価格	11億6,000万円					
所在地	京都市上京区竹屋町通千本東入主税町1120番					
土地	地積	登記簿	1,714.95㎡	建物		
		実測	1,714.95㎡ 境界確定済			
	地目	登記簿	宅地		家屋番号	
		現況	宅地		種類	
	土地の状況	更地			構造	
床面積(公簿)						
接面道路の状況	北側【種別】市道(郁芳北通)(建築基準法第42条第1項第1号道路) 【幅員】約6m 【舗装】有 【高低差】±0m 東側【種別】市道(出水経1号線)(建築基準法第42条第1項第1号道路) 【幅員】約6m 【舗装】有 【高低差】±0m					
私道負担	なし					
都市計画法等による制限	種類	内 容		お問合せ先	電話番号	
	区域区分	市街化区域		都市計画局都市企画部 都市計画課	075-222-3505	
	用途地域	【府道鹿ヶ谷嵐山線から30mまで】商業地域 【府道鹿ヶ谷嵐山線から30m超】第一種住居地域				
	建ぺい率	【府道鹿ヶ谷嵐山線から30mまで】80% 【府道鹿ヶ谷嵐山線から30m超】60%				
	容積率	【府道鹿ヶ谷嵐山線から30mまで】400% 【府道鹿ヶ谷嵐山線から30m超】200%				
	高度指定	【府道鹿ヶ谷嵐山線から30mまで】20m第4種高度地区 【府道鹿ヶ谷嵐山線から30m超】15m第2種高度地区				
	防火指定	準防火地域				
	近畿圏整備法	既成都市区域		都市計画局都市景観部 景観政策課	075-222-3397	
	眺望景観	近景デザイン保全区域(14-1) 事前協議区域(14-1) 遠景デザイン保全区域(11),(49)				
	景観保全	沿道型美観形成地区(幹線地区) 歴史遺産型美観地区(一般地区)				
	開発行為	500㎡以上の一団の土地で開発行為を行う場合は、開発行為に関する許可が必要となります。				
	屋外広告物	沿道型第4種地域 歴史遺産型第2種地域				
	文化財保護	周知の埋蔵文化財包蔵地(平安京跡、二条城北遺跡(重要遺跡・小規模遺跡))		文化市民局文化芸術都市推進室 文化財保護課	075-366-1498	
供給処理施設	施設の種類	内容等	状 況	お問合せ先	電話番号	
	電 気	関西電力送配電(株)	前面道路既存設備 有	関西電力送配電(株) 送配電コンタクトセンター	0800-777-3081	
	上 水 道	市営水道	前面道路配管 有	京都市上下水道局水道部 水道管路管理センター北部給水工事課	075-841-3127	
	下 水 道	公共下水	前面道路配管 有	京都市上下水道局下水道部 きた下水道管路管理センター	075-801-7108	
ガ ス	都市ガス	前面道路配管 有	大阪ガス(株)導管事業部 京滋導管部導管計画チーム	075-315-8942		
交通機関	鉄 道	地下鉄東西線 二条駅		物件の南西方	約1.0km	
	バ ス	市バス 丸太町智恵光院停留所		物件の北方	約0.1km	
公共機関	区 役 所	上京区役所		物件の北東方	約2.2km	
	小 学 校	二条城北小学校		物件の北西方	約0.3km	
	中 学 校	二条中学校		物件の南西方	約0.4km	
留意事項	<p>○フェンス、塀等を含め、現状有姿のまま売却します。</p> <p>○フェンス、塀等の築造・改修等に要する費用は、引渡しを受ける事業者において負担するものとし、本市は負担しません。</p> <p>○登記簿謄本、公図、住宅地図及び旧土地台帳等により地歴を調査したところ、当該地において、昭和31年頃からこれまで当局の保有地であるため、地下埋設物(通常想定される土地の利用の妨げとなるもので、地下に存するものをいう。)が存する蓋然性は低いと考えています。地歴の調査に利用した資料については、上下水道局経営戦略室の執務室において、閲覧に供します(5ページ参照)。</p> <p>○地盤、土壌汚染及び地下埋設物に関する調査は実施しておりません。</p> <p>○本物件は、大正14年8月10日に大蔵省から用地を取得後、平成29年7月18日まで事務所として使用していました。昭和2年4月20日に大蔵省から事務所用地を追加で取得し、昭和7年1月8日に合筆しています。なお、令和元年9月9日に建物を解体撤去し、現在は更地です。</p> <p>○参考資料として、北部給水工事課跡地の建設・解体撤去時の資料(工事設計図の一部)等を上下水道局経営戦略室の執務室において、閲覧に供します(5ページ参照)。</p> <p>○京都市地域コミュニティ活性化推進条例の規定に基づき、共同住宅の新築又は戸建住宅の宅地開発の場合は、居住者の自治会・町内会の加入等について、地域自治を担う住民組織との連絡調整を行い、加入促進の取組に協力してください。</p> <p>○共同住宅の場合は、居住者と地域住民が使用できる集会室・談話室・会議室等を1階に設置してください。(50㎡以上が望ましい。)</p> <p>○地域活性化の観点から、できる限り早期に本物件を活用してください。</p> <p>○工事の実施に当たっては、法令等の定めにかかわらず、その施工方法、施工時期等について、事前に本市と協議及び周辺住民への説明を行ってください。 (お問合せ先 京都市上下水道局 経営戦略室 資産活用担当 TEL075-672-7710)</p>					
現地見学会	あり	日時	令和2年12月16日(水)午後1時30分～午後3時			
落札者なしの場合の 先着申込順による売却	あり	受付期間	令和3年2月18日(木)～令和3年3月16日(火)			

売却条件等（9号物件）

- 1 9号物件（以下「入札物件」という。）に関しては、以下の条件を順守したうえで、入札に参加してください。
 - (1) 京都市地域コミュニティ活性化推進条例の規定に基づき、共同住宅の新築又は戸建住宅の宅地開発の場合は、居住者の自治会・町内会の加入等について、地域自治を担う住民組織との連絡調整を行い、加入促進の取組に協力してください。
 - (2) 共同住宅の場合は、居住者と地域住民が使用できる集会室・談話室・会議室等を1階に設置してください。（50㎡以上が望ましい。）
 - (3) 地域活性化の観点から、できる限り早期に入札物件を活用してください。
 - (4) 工事の実施に当たっては、法令等の定めにかかわらず、その施工方法、施工時期等について、事前に本市と協議及び周辺住民への説明を行ってください。
 - (5) 所有権が移転した日から起算して10年間は、所有権の移転、地上権、地役権、質権、賃借権、その他の使用又は収益を目的とする権利を設定することはできません。ただし、あらかじめ当該行為を必要とする理由を付して書面により申請し、協議のうえ、その承諾を得たときは、この限りではありません。
- 2 違約金、入札物件の返還等
 - (1) 本市の承諾を得ることなく、上記1(5)に規定する制限等に違反した場合には、売買代金の3割に相当する額の違約金を請求します。また、所有権が移転した日から起算して、10年間の買戻しの特約を設定し、同特約の登記を行います。
 - (2) 入札物件に係る売買契約の条項に違反したときは、同契約を解除し、本市が指定する期間内に、落札者の費用で入札物件を原状に回復して返還していただきます。また、売買契約に定める条項を履行しないため、本市に損害が生じたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として請求します。

位置図 (9号物件)



参考写真（9号物件）

撮影方向：東から西向き（敷地内）



撮影方向：西から東向き（敷地内）



撮影方向：南東から北西向き（敷地外）



撮影方向：北西から南東向き（敷地外）



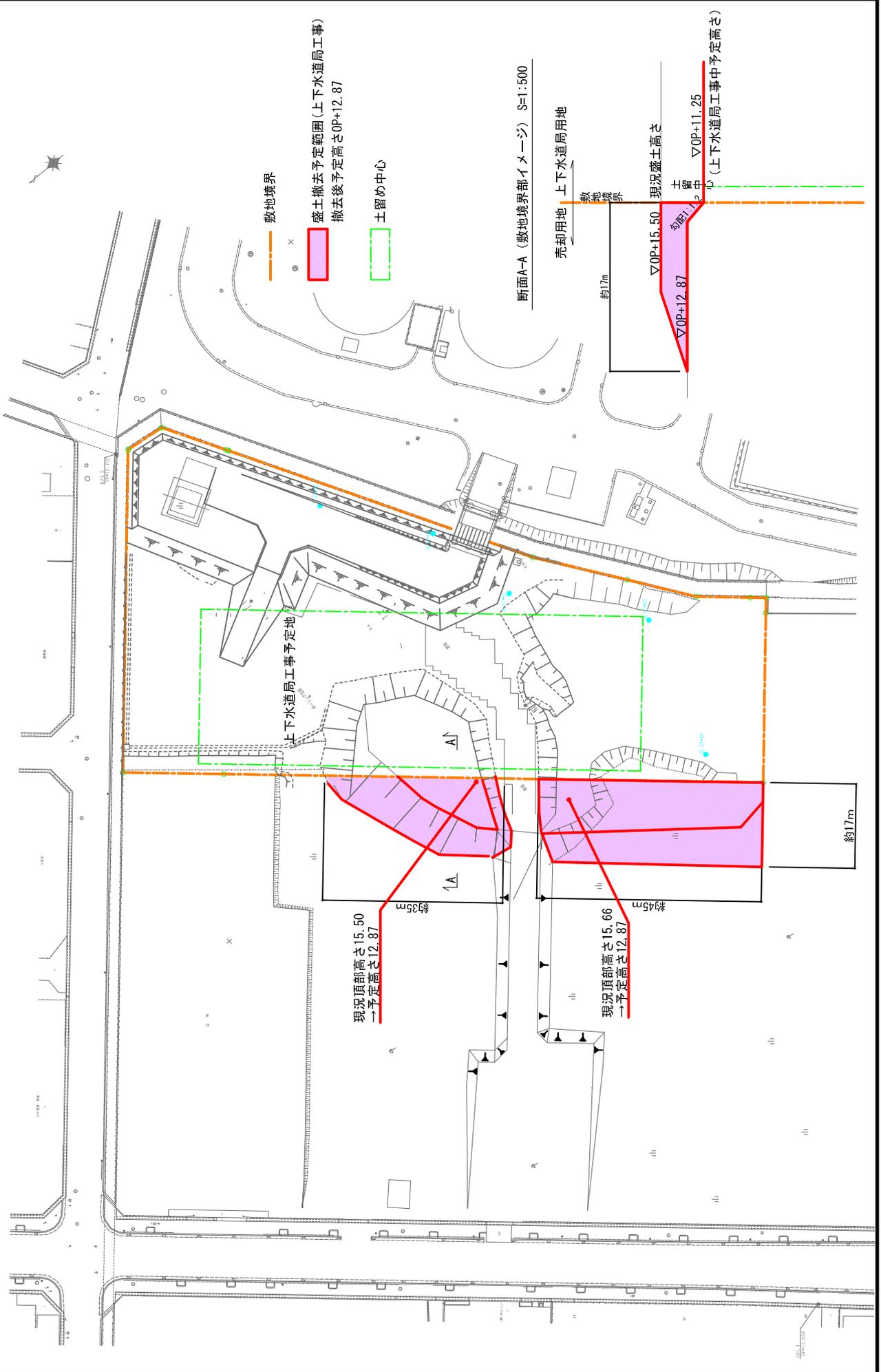
物 件 明 細

物件番号	10号物件【売却条件付】				
予定価格	9億8,300万円				
所在地	京都市伏見区横大路菅本2番3外(底地町名地番)				
土地	地積	登記簿	17,383.06㎡		
		実測	11,428.93㎡(仮換地地積)		
	地目	登記簿	雑種地, 宅地		
		現況	雑種地		
	土地の状況	更地			
	建物	家屋番号			
		種類			
		構造			
		床面積(公簿)			
接面道路の状況	北西側 【種別】区画街路(建築基準法第42条第1項第2号道路)(伏見西部第四経1号線 未供用) 【幅員】約16m 【舗装】有 【高低差】±0m 北東側 【種別】区画街路(建築基準法第42条第1項第2号道路)(伏見西部第四緯3号線 未供用) 【幅員】約8m 【舗装】有 【高低差】±0m				
私道負担	なし				
都市計画法等による制限	種類	内 容	お問合せ先	電話番号	
	区域区分	市街化区域	都市計画局都市企画部 都市計画課	075-222-3505	
	用途地域	工業地域			
	建ぺい率	60%			
	容積率	200%			
	高度指定	無指定			
	防火指定	建築基準法第22条の規定に基づく区域			
	近畿圏整備法	近郊整備区域			
	眺望景観	無指定	都市計画局都市景観部	075-222-3397	
	景観保全	無指定	景観政策課		
開発行為	500㎡以上の一団の土地で開発行為を行う場合は、開発行為に関する許可が必要となります。	都市計画局都市景観部 開発指導課	075-222-3558		
屋外広告物	第7種地域	都市計画局都市景観部 広告景観づくり推進課	075-222-4137		
文化財保護	周知の埋蔵文化財包蔵地ではありません。	文化市民局文化芸術都市推進室 文化財保護課	075-366-1498		
供給処理施設	施設の種類	内容等	状 況	お問合せ先	電話番号
	電 気	関西電力送配電(株)	前面道路既存設備 有	関西電力送配電(株) 送配電コンタクトセンター	0800-777-3081
	上 水 道	市営水道	前面道路配管 有	京都市上下水道局水道部 水道管路管理センター南部給水工事課	075-672-3511
	下 水 道	公共下水	前面道路配管 有	京都市上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター	075-643-1325
	ガ ス	都市ガス	前面道路配管 有	大阪ガス(株)導管事業部 京滋導管部導管計画チーム	075-315-8942
交通機関	鉄 道	京阪本線 中書島駅	物件の東方		約2.4km
	バ ス	市バス 横大路車庫前	物件の北東方		約0.8km
公共機関	区 役 所	伏見区役所	物件の南東方		約3.2km
	小 学 校	横大路小学校	物件の北西方		約1.0km
	中 学 校	洛水中学校	物件の南西方		約0.7km
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ フェンスや草木, 門等を含め, 現状有姿のまま売却します。 ○ 当該物件は, 令和13年完了予定の伏見西部第四地区土地区画整備事業区域内にある仮換地です。土地区画整理事業の完了時に行われる清算は, 当該物件の購入者において対応していただきます。 ○ 土地区画整理事業施行地区内のため, 建築等にあたっては, 土地区画整理事業法第76条第1項の規定に基づき, 建設局南部区画整理事務所との協議が必要です。 ○ 廃棄物処理に係る用途で使用しないことを売却条件とします。 ○ 当該物件南側の土地との境界にある盛土については, 令和2年度発注工事において, 令和3年度当初(予定)に48ページに掲載している「伏見水環境保全センター敷地境界盛土撤去予定図」のとおり撤去します。 ○ 登記簿謄本, 公図, 住宅地図及び旧土地台帳等により地歴を調査したところ, 当該地において, 少なくとも大正元年から昭和61年頃は田, 平成19年頃から令和2年3月末までは駐車場として使用されていたことを確認しており, 地下埋設物(通常想定される土地の利用の妨げとなるもので, 地下に存するものをいう。)が存する蓋然性は低いと考えています。地歴の調査に利用した資料については, 上下水道局経営戦略室の執務室において, 閲覧に供します(5ページ参照)。 ○ 地盤, 土壌汚染及び地下埋設物に関する調査は実施しておりません。 (お問合せ先 京都市上下水道局経営戦略室資産活用担当 TEL075-672-7710) 				
現地見学会	あり	日時	令和2年12月15日(火)午後3時30分~午後5時		
落札者なしの場合の 先着申込順による売却	あり	受付期間	令和3年2月18日(木)~令和3年3月16日(火)		

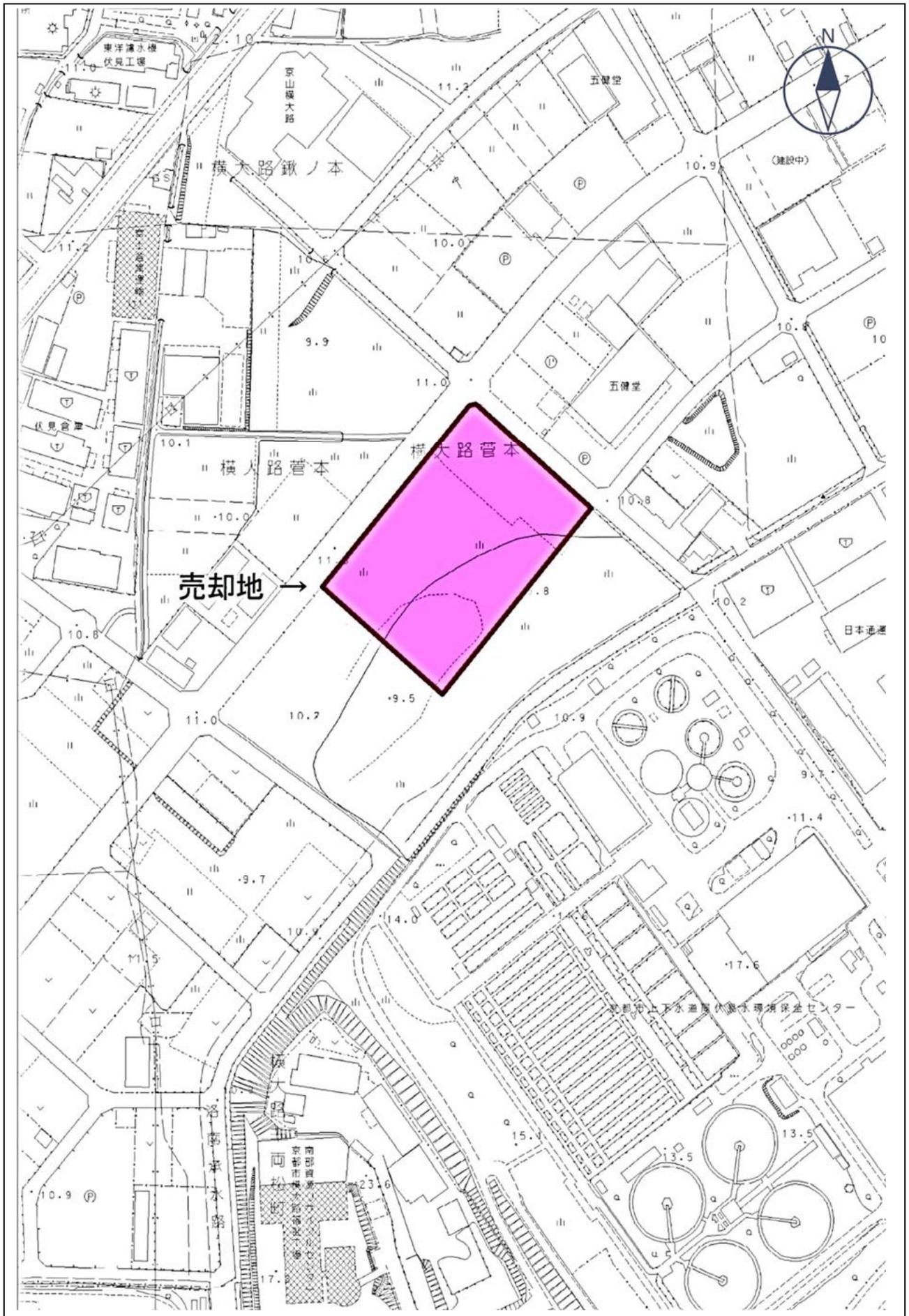
売却条件等（10号物件）

- 1 10号物件（以下「入札物件」という。）に関しては、以下の条件を順守したうえで、入札に参加してください。
 - (1) 入札物件の申込者は、廃棄物処理に係る用途で使用しないこと。
 - (2) 所有権が移転した日から起算して10年間は、所有権の移転、地上権、地役権、質権、賃借権、その他の使用又は収益を目的とする権利を設定することはできません。ただし、あらかじめ当該行為を必要とする理由を付して書面により申請し、協議のうえ、その承諾を得たときは、この限りではありません。
- 2 違約金、入札物件の返還等
 - (1) 本市の承諾を得ることなく、上記1に規定する制限等に違反した場合には、売買代金の3割に相当する額の違約金を請求します。また、所有権が移転した日から起算して、10年間の買戻しの特約を設定し、同特約の登記を行います。
 - (2) 入札物件に係る売買契約の条項に違反したときは、同契約を解除し、本市が指定する期間内に、落札者の費用で入札物件を原状に回復して返還していただきます。また、契約に定める条項を履行しないため、本市に損害が生じたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として請求します。

伏見水環境保全センター敷地境界盛土撤去予定図 S=1:1000



位置図 (10号物件)



参考写真（10号物件）

撮影方向：南西から北東向き（敷地外）



撮影方向：北東から南西向き（敷地内）



撮影方向：北西から南東向き（敷地内）



撮影方向：北東から南西向き（敷地内）



撮影方向：南西から北東向き（敷地外）



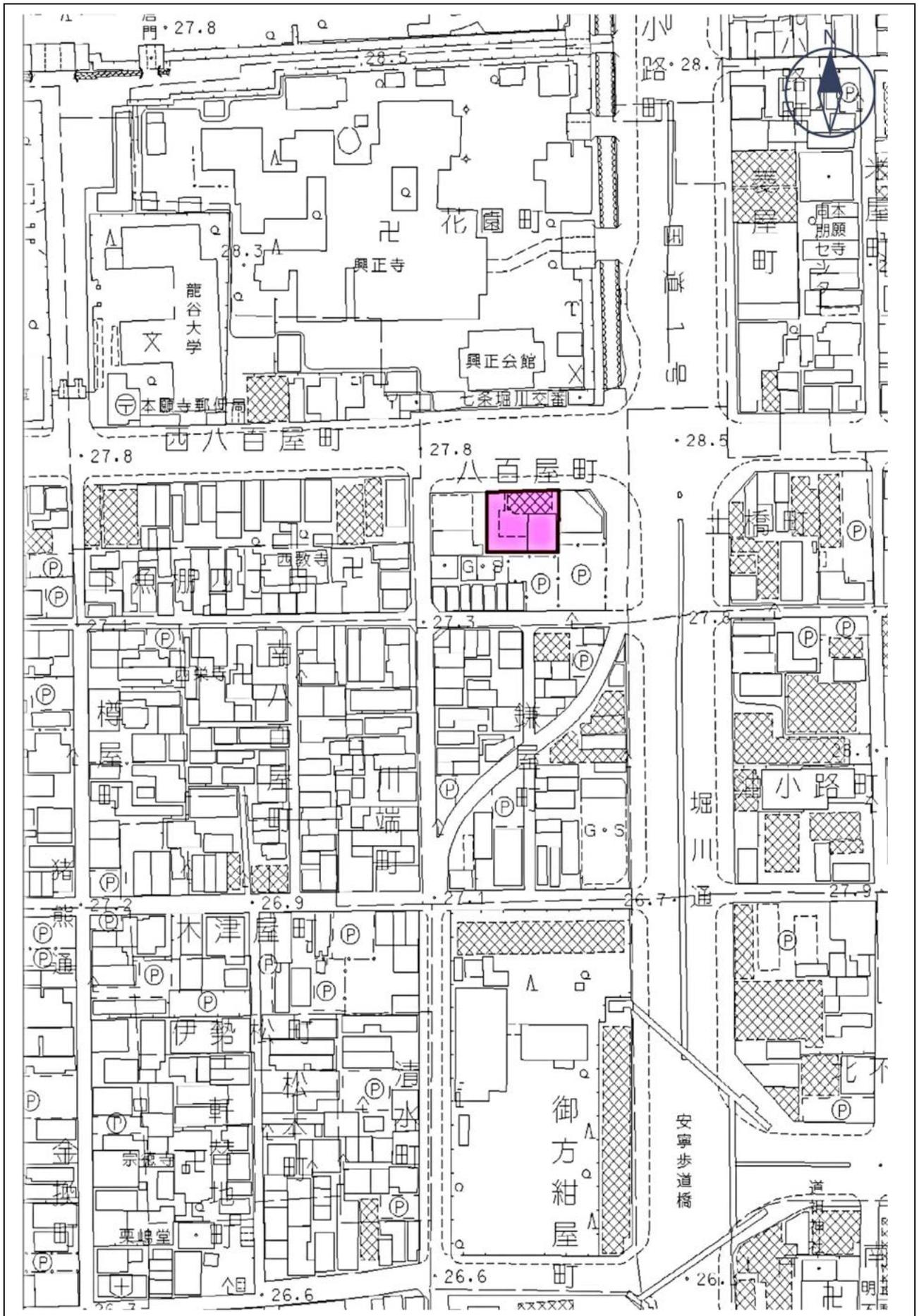
撮影方向：南東から北西向き（敷地外）



物 件 明 細

物件番号		11号物件			
予定価格		2億6,800万円			
所在地		京都市下京区七条通東堀川西入八百屋町2番, 3番			
土地	地積	登記簿	534.22㎡		
		実測	534.22㎡ 境界確定済		
	地目	登記簿	宅地		
		現況	宅地		
	土地の状況	建物あり			
接面道路の状況		北側 【種別】府道(梅津東山七条線)(建築基準法第42条第1項第1号道路) 【幅員】約24.7m 【舗装】有 【高低差】±0m			
私道負担		なし			
都市計画法等による制限	種類	内 容		お問合せ先	電話番号
	区域区分	市街化区域		都市計画局都市企画部 都市計画課	075-222-3505
	用途地域	商業地域			
	建ぺい率	80%			
	容積率	600%			
	高度指定	15m第4種高度地区			
	防火指定	防火地域			
	近畿圏整備法	既成都市区域			
	高度利用地区	京都駅周辺地区(A地区)			
	眺望景観	近景デザイン保全区域(13-1), (26-1) 事前協議区域(13-1), (26-1) 遠景デザイン保全区域(4), (11), (49)		都市計画局都市景観部 景観政策課	075-222-3397
	景観保全	歴史遺産型美観地区(一般)			
開発行為	500㎡以上の一団の土地で開発行為を行う場合は、開発行為に関する許可が必要となります。		都市計画局都市景観部 開発指導課	075-222-3558	
屋外広告物	歴史遺産型第2種地域		都市計画局都市景観部 広告景観づくり推進課	075-222-4137	
文化財保護	周知の埋蔵文化財包蔵地(平安京跡(特別一般遺跡))		文化市民局文化芸術都市推進室 文化財保護課	075-366-1498	
供給処理施設	施設の種類	内容等	状 況	お問合せ先	電話番号
	電 気	関西電力送配電(株)	前面道路既存設備 有	関西電力送配電(株) 送配電コンタクトセンター	0800-777-3081
	上 水 道	市営水道	前面道路配管 有	京都市上下水道局水道部 水道管路管理センター南部給水工事課	075-672-3507
	下 水 道	公共下水	前面道路配管 有	京都市上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター八条支所	075-691-1223
	ガ ス	都市ガス	前面道路配管 有	大阪ガス(株)導管事業部 京滋導管部導管計画チーム	075-315-8942
交通機関	鉄 道	地下鉄烏丸線 京都駅			物件の南東方 約700m
	バ ス	市バス 七条堀川			物件の北方 約5m
公共機関	区 役 所	下京区役所			物件の南東方 約450m
	小 学 校	梅小路小学校			物件の西方 約650m
	中 学 校	下京中学校			物件の北東方 約1.1km
留意事項		<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物、擁壁、構造物、塀等を含め、現状有姿のまま売却します。 ○ 本物件は、昭和56年6月の新耐震設計法施行前の建築物であるため、平成30年度に実施した建物耐震診断では、Is値0.36との判定結果であり、大規模地震(震度6~7程度)で倒壊、又は崩壊する危険性があるとされています。なお、既存のブロック塀は、現行の建築基準法に改正される以前に築造されたものであるため、設置をし直す場合には、現状より高さを削減することや、控え壁の設置が必要となります。 ○ 本物件の南側境界において、南側隣接者所有の越境物がありますので、事業の実施に当たり、必要に応じて隣接地所有者と協議してください。なお、そのうち、ブロック塀等が越境している東側(8番地)の所有者とは、越境物の解消に係る取決めをした筆界確認書を結んでいます。 ○ 本物件に設置されている水道管で漏水が発生したため、道路側の止水栓を閉めています。漏水箇所が不明なため、水道の使用を再開する際には漏水箇所の調査及び修繕が必要です。 ○ 登記簿謄本、公図、住宅地図及び旧土地台帳等により地歴を調査したところ、当該地において、昭和33年度からこれまで当局の保有地であるため、地下埋設物(通常想定される土地の利用の妨げとなるもので、地下に存するものをいう。)が存する蓋然性は低いと考えています。地歴の調査に利用した資料については、上下水道局経営戦略室の執務室において、閲覧に供します(5ページ参照)。 ○ アスベスト、地盤、土壌汚染及び地下埋設物に関する調査は実施しておりません。 ○ 本物件は、昭和33年度に建築され、平成4年10月まで当局の営業所として使用し、平成12年5月から令和2年4月まで委託業者の事務所として貸し付けておりました。 ○ 参考資料として、元七条営業所建設時の資料(工事設計図の一部)、越境物の解消に係る取決めをした筆界確認書等を上下水道局経営戦略室の執務室において、閲覧に供します(5ページ参照)。 (お問合せ先 京都市上下水道局経営戦略室資産活用担当 TEL075-672-7710) 			
現地見学会		あり	日時	令和2年12月14日(月)午後3時30分~午後5時	
落札者なしの場合の 先着申込順による売却		あり	受付期間	令和3年2月18日(木)~令和3年3月16日(火)	

位置図 (11号物件)



参考写真（11号物件）

撮影方向：北から南向き（敷地外）



撮影方向：南から北向き（敷地外）



撮影方向：北東から南西向き（敷地内）



撮影方向：北西から南東向き（敷地内）



撮影方向：南東から北西向き（敷地内）



参考写真（11号物件）

撮影方向：東から西向き（敷地内）



撮影方向：東から西向き（敷地内）



撮影方向：南から北向き（敷地内）



IV お問い合わせ先・お申込み先

1号物件～6号物件

京都市 行財政局 資産活用推進室

○所在地

〒604-8005

京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427番地

京都朝日会館 6階

○電話 075-222-3284 (直通)

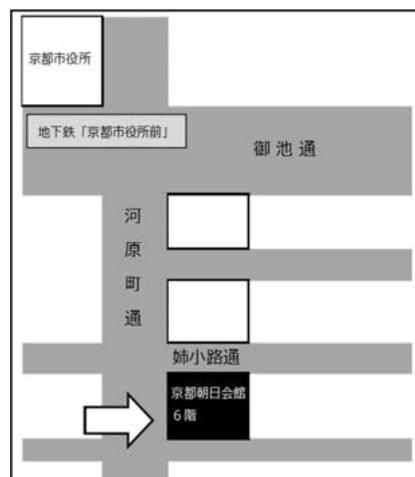
○FAX 075-212-9253

○メールアドレス

zaisankatsuyo@city.kyoto.lg.jp

○URL

<https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000276974.html>



7号物件

京都市 交通局 企画総務部 財務課

○所在地

〒616-8104

京都市右京区太秦下刑部町12番地

サンサ右京 5階

○電話 075-863-5096 (直通)

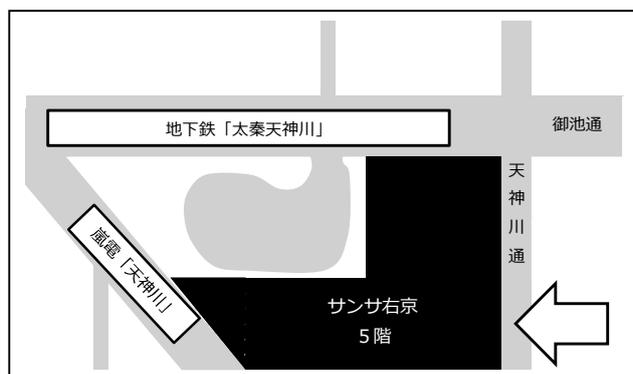
○FAX 075-863-5099

○メールアドレス

kotsu-zaimu@city.kyoto.lg.jp

○URL

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kotsu/page/0000276973.html>



8号物件～11号物件

京都市 上下水道局 経営戦略室 資産活用担当

○所在地

〒601-8004

京都市南区東九条東山王町12番地

上下水道局本庁舎 2階

○電話 075-672-7710 (直通)

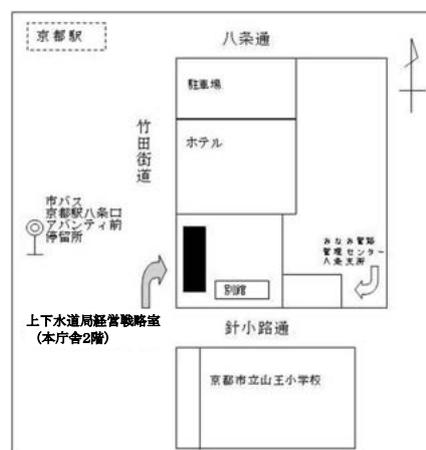
○FAX 075-682-0289

○メールアドレス

suido.zaisan@suido.city.kyoto.lg.jp

○URL

<https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000276071.html>



V メールマガジンの配信

京都市の市有地等の売却に係る一般競争入札の実施に関する情報をお届けします。
配信を希望される方は、以下の本市ホームページをご覧のうえ、ご登録ください。

■ URL

<https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000204145.html>

■ QRコード



発行元 京都市行財政局資産活用推進室
発行月 令和2年12月
京都市印刷物 第023134号

この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！

